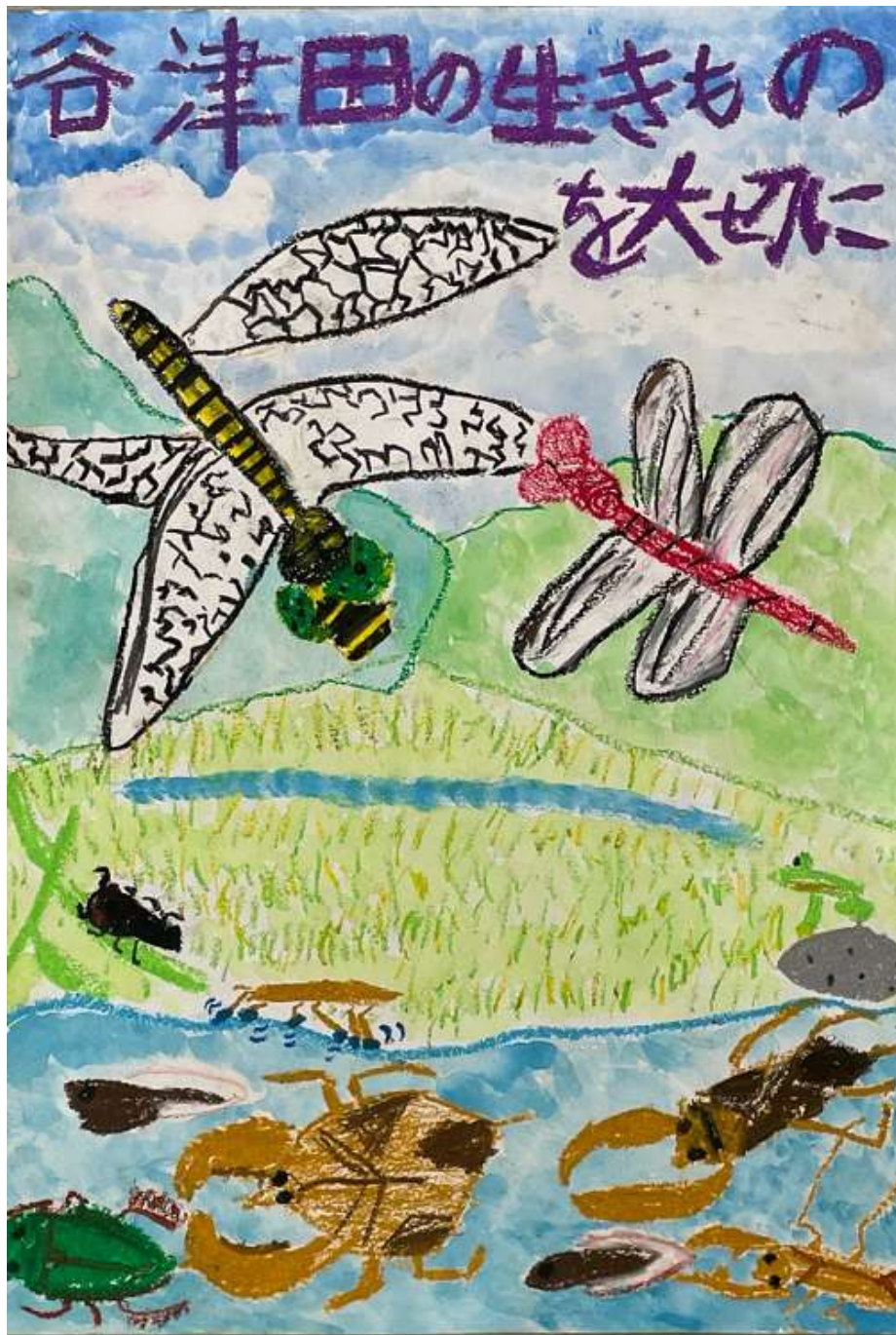


(原案)

(仮称) 千葉市水環境・生物多様性保全計画

水の環^わはぐくむ にぎわい輝^{いのち}く生命のつながりを

子どもたちの未来へ



千葉市

2023年 月 千葉市

表紙のポスターの説明

市長あいさつ

作成中

目 次（ページ番号は作成中）

第1章 策定の背景・目的	1
1. 策定の目的	1
2. 策定の背景	エラー！ブックマークが定義されていません。
第2章 計画の基本的事項	7
1. 基本理念	エラー！ブックマークが定義されていません。
2. 対象区域	7
3. 計画期間	7
4. 位置付け	7
第3章 現状と課題	9
1. 概況	9
2. 水環境や生物多様性に関する現状	12
3. 前計画の取組みと課題	37
第4章 施策の展開	44
1. 施策体系	エラー！ブックマークが定義されていません。
2. 取組みの柱・施策の方向性	46
3. 取組みの柱・施策の方向性ごとの指標	48
取り組みの柱 1 .水環境の保全活用	43
施策の方向性（1）水環境・水循環の理解の促進	43
施策の方向性（2）豊かな水辺（河川、海岸、湧水地など）の保全・創出	45
施策の方向性（3）きれいな水（水質）の保全	47
施策の方向性（4）水資源の持続可能な利用	49
施策の方向性（5）地域の水辺とふれあう機会の創出	51
取り組みの柱 2 .生物多様性の保全再生	54
施策の方向性（1）生物多様性・生態系の理解の促進	54
施策の方向性（2）豊かな緑（水源林・谷津田など）の保全・創出	56
施策の方向性（3）貴重な動植物の保護及び外来生物対策	58
施策の方向性（4）生物多様性がもたらす資源の持続可能な利用	60
施策の方向性（5）地域の自然とふれあう機会の創出	
取り組みの柱 3 .計画の推進体制の整備	65
施策の方向性（1）人材の確保・育成	65
施策の方向性（2）ボランティア等の活動支援	67

施策の方向性（3）	69
第5章 計画を進めるために	97
資料編	73

千葉市水環境・生物多様性保全計画の全体構成図

本計画が目指す「基本理念」と、それを支える3つの「取り組みの柱」や施策の方向性を記載した計画書の構成を図示すると、次のような関係になっています。



第5章 計画を進めるために

計画の進行管理にあたっては、PDCAサイクルの手法に基づき、各施策の取り組み状況を点検するとともに、評価結果を市民へ公開することで、効果検証の妥当性・客観性も担保しつつ、課題の共有や改善策の検討を行う仕組みを構築します。



資料編

- 市民アンケート調査結果
- 各水系の水質・水量調査結果
- 生物調査結果・重要種確認状況
- 環境基準・水質目標値
- 生活排水対策推進計画との関連用語集
- 委員名簿
- 協力機関、協力者

第1章 策定の目的・背景

1. 策定の目的

海、河川、水路から得られる水は、私たちが飲み水や農業・工業用水などとして産業に利用しているほか、多くの生き物の生息空間としての環境形成に重要な役割を担っており、全てのいのちの源となっています。

このような、私たちの周りにある水が関係している場所のことを水環境と呼びます。本市では、先述した海、河川、水路のほかに特徴的な水環境として、台地と台地の間の谷にある田んぼとして谷津田※が挙げられます。

水は同じ場所にとどまるのではなく、太陽エネルギーによって地表面の水が蒸発し、上空で雲となり、雨となって再び地表面に降り、地下に浸透して涵養したり、川の流れとなって海に至るなど、絶えず循環しています。

このような、一連の循環のことを水循環と呼び、こうした循環が続く状態が健全な水循環といえます。

水の循環は、森林、河川、農地、都市、沿岸域等をつなぐことで生態系ネットワークの重要な基軸となり、このつながりによって、固有の動植物の生息・生育・繁殖環境が維持されることで、生物多様性の保全にも役立っています。

一方で、森林や湿地の生態系は植生・微生物・土壌によって水の流れを調節し水質を改善しており、生物多様性によって健全な水循環が保たれているという側面もあります。

私たちが暮らしの中で水を利用しつづけるためには、この水の循環を健全に保つことが重要です。また、近年、地球温暖化の影響を受けて豪雨災害が増加する中で、健全な水循環を確保するために森林の地表面の保水力を確保するなどの取組みを行っていくことは、わたしたちの日常生活の安全・安心にとっても一層重要になってきています。

千葉市水環境・生物多様性保全計画は、市民や事業者、行政などの各ステークホルダーが一体的に推進することにより、互いに密接な関係にあり、多様な恩恵をもたらす水環境・水循環および生物多様性を保全し、もって市民の豊かな生活の安全・安心に資することを目的として策定します。

2. 策定の背景

(1) 千葉市における計画の策定経緯

本市では、水環境全般に関わる「千葉市水環境保全計画」（1999 年 3 月策定）、水環境保全計画と整合を図った「千葉市生活排水対策推進計画」（2001 年 3 月改定）、地下水に関わる「千葉市地下水保全計画」（2006 年 3 月策定）により、快適な水環境を保全・創造するための各種施策を進めてきました。

2011 年 4 月には、これら 3 つの計画を包括した千葉市水環境保全計画を策定し、その後、計画の中間年に当たる 2016 年度に、「水循環基本法」が施行（2014 年 7 月）されたことも踏まえて、計画の一部を改定しました。

その間、河川や海域、地下水の保全・再生を総合的に推進してきましたが、計画の策定から 10 年が経過する中で、健全な水源の維持、市民の水環境に関する認知度が低いなど、水環境・水循環に関わる様々な課題が見られるようになりました。

また、近年、気候変動の影響が疑われる自然災害の頻発や、プラスチックごみ問題など、様々な環境問題が顕在化しており、生物多様性の保全が国際的な環境課題として大きく取り上げられるようになる中で、海、河川、森林、農地といった水環境やそれらをつなぐ水循環が、生物多様性の保全の観点からも重要となってきています。

（２）近年の動向

ア 持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）

国際的にも環境問題が複雑化する中で、2015 年 9 月に国連サミットにおいて採択された持続可能な開発目標（**SDGs**：Sustainable Development Goals）において、環境課題・経済課題・社会課題を統合的に解決していくことや、パートナーシップによる取組みにより課題解決を目指していくことが示され、本市でも様々な行政分野で SDGs に基づく取組みを進めています。

イ 生物多様性

国際社会においては、2010 年に開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議において、生物多様性条約の 3 つの目的である（１）生物多様性の保全、（２）生物多様性の構成要素の持続可能な利用、（３）遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を達成するために、2011 年から 2020 年までを計画期間とする 20 の個別目標から成る「愛知目標」が採択されました。

我が国においては、愛知目標の達成に向けた日本のロードマップを示すとともに、2011 年 3 月に発生した東日本大震災を踏まえた今後の自然共生社会のあり方を示すため、「生物多様性を社会に浸透させる」、「地域における人と自然の関係を見直し・再構築する」など 5 つの基本戦略から構成される「生物多様性国家戦略 2012-2020」が 2012 年に閣議決定されました。

その後、2020 年 9 月に愛知目標の達成状況の評価などがなされた地球規模生物多様性概況第 5 版（GBO5）が公表され、愛知目標は 20 の個別目標全てにおいて完全に達成できたものはなかったこと、その原因は各国の国別目標の範囲や目標のレベルが愛知目標の達成に必要な内容と必ずしも整合していなかったためであることが指摘され、その後、次期生物多様性国家戦略の改定が検討されているところです。

2021 年 10 月に中国で開催された生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）では、GBO5 での評価を踏まえ、「昆明宣言」が採択され、2022 年春の「ポスト 2020 生物多様性枠組」の採択に向けた決意を示しました。「ポスト 2020 生物多様性枠組」は、愛知目標に比べ

て数値目標が増加し、社会・経済活動の関連目標が充実・強化された内容となっており、2050 年までの 4 つの長期目標と、2030 年までに行動し完了すべき 21 の目標で構成されています。

2021 年の G7 サミットで 2030 年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させるため、国土の 30 パーセント以上を自然環境エリアとして保全することを目標とした「**30by30***」が掲げられる、金融機関や企業に対し、自然資本および生物多様性の観点からの事業機会とリスクの情報開示を求める「TNFD*」の活動が広がるなど、社会、経済を巻き込んだ分野横断的な取組みが進んでいます。

ウ マイクロプラスチックごみ

プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチック資源循環を促進する重要性が高まっています。

こうした背景から、政府では、2019 年 5 月に「プラスチック資源循環戦略」（2019 年 5 月 31 日消費者庁・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省）を策定し、3 R + Renewable の基本原則と、6 つの野心的なマイルストーンを目指すべき方向性として掲げました。

さらに、2021 年 6 月には、プラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するための措置を盛り込んだ「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が成立しました。

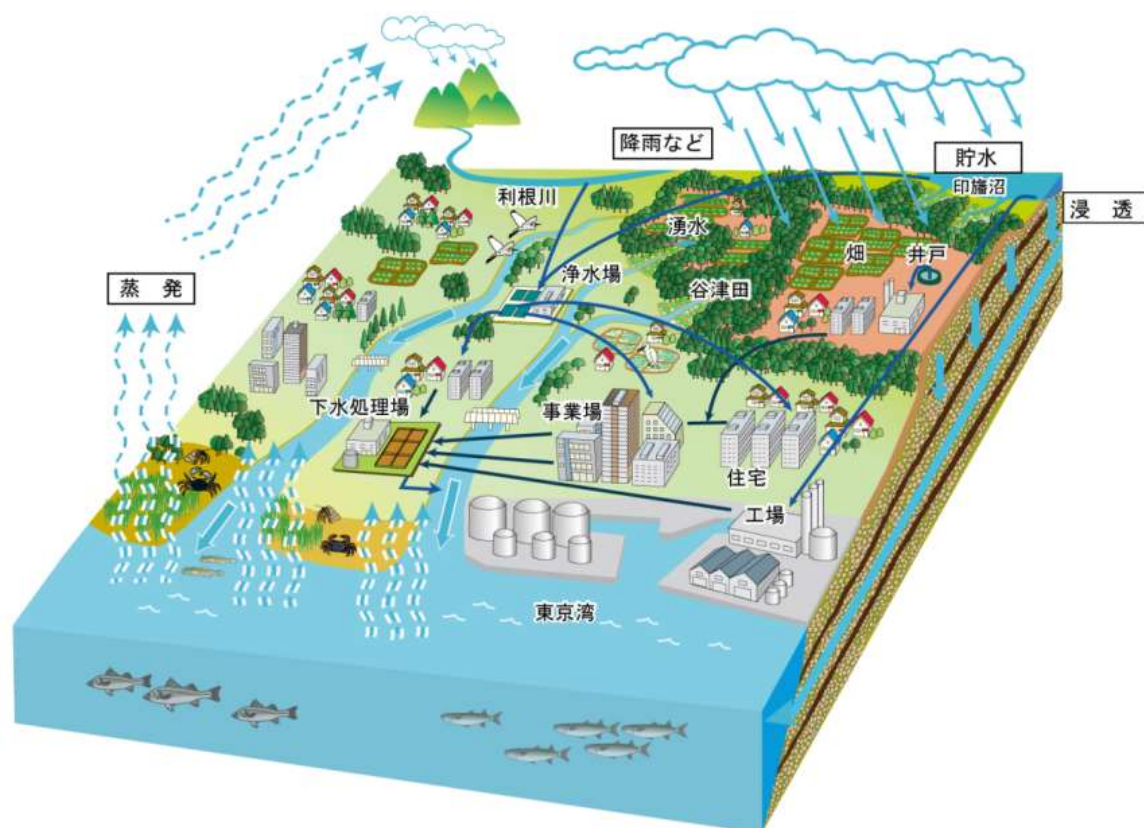


図 1-1 水循環のイメージ図

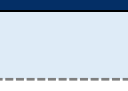
SDGs について

SDGs（持続可能な開発目標）とは、すべての人々にとってよりよい、より持続可能な未来を築くための青写真です。貧困や不平等、気候変動、環境劣化、繁栄、平和と公正など、私たちが直面するグローバルな諸課題の解決を目指します。

また、SDGs の目標は相互に関連しています。誰一人置き去りにしないために、2030 年までに各目標・ターゲットを達成することが重要です。

本計画においても、様々な取組みにより、分野横断的な課題の解決を目指します。

以下に、SDGs の 17 の目標を記載します。

 1 貧困をなくそう	1 あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ	 2 飢餓をゼロに	2 飢餓をゼロに
 3 すべての人に健康と福祉を	3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を増進する	 4 質の高い教育をみんなに	4 すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
 5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る	5 ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る	 6 安全な水とトイレを世界中に	6 すべての人々に水と衛生へのアクセスを確保する
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	7 手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	 8 働きがいも経済成長も	8 すべての人々のための包摂的かつ持続可能な経済成長、雇用およびディーセント・ワークを推進する
 9 産業とインフラの基盤をつくらう	9 レジリエントなインフラを整備し、持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る	 10 人や国の不平等をなくそう	10 国内および国家間の不平等を是正する
 11 住み続けられるまちづくりを	11 都市を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする	 12 つくる責任 つかう責任	12 持続可能な消費と生産のパターンを確保する
 13 気候変動に具体的な対策を	13 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る	 14 海の豊かさを守ろう	14 海洋と海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
 15 陸の豊かさも守ろう	15 森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る	 16 平和と公正をすべての人に	16 公正、平和かつ包摂的な社会を推進する
 17 パートナーシップで目標を達成しよう	17 持続可能な開発に向けてグローバル・パートナーシップを活性化		

水と生き物とのかかわり

地球上の生きものは約 40 億年という長い歴史の中で、様々な環境に適応して進化し、3,000 万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、あるいは間接的に支え合って生きています。このような、生きものたちの豊かな個性とつながりのことを「生物多様性*」と呼びます。

生物多様性はそれ自体にも価値がありますが、多様な生物に支えられた生態系は、私たち人間に多くの利益をもたらしており、このことを「生態系サービス*」と呼んでいます。

生態系サービスは、更に次の 4 つのサービスに区分されます。

- ①「供給サービス」…水や食料、木材や鉱物などの原材料、薬や染料などの薬用資源
- ②「調整サービス」…ヒートアイランド緩和等の大気質調整、水質浄化、局所災害の緩和等
- ③「生息・生育地サービス」…生息・生育環境の提供、遺伝的多様性の維持
- ④「文化的サービス」…レクリエーションや観光の場と機会、神秘的体験等

生物多様性の保全のためには、生物の生息・生育空間のつながりや適切な配置を確保する“生態系ネットワーク*”の形成が重要です。水循環は、森林、河川、農地、都市、湖沼、沿岸域、地下水等をつなぐ重要な基軸となっており、このつながりが、生態系ネットワークの形成に役立っています。

河川等の水環境を適正に管理することは、生物の生息・生育環境の保全という観点だけではなく、“生態系サービスの向上”という形で、私たちの生活を豊かにすることに繋がっています。



出典：こども環境白書 2016（環境省）

図 1-2 人と自然のかかわりの図

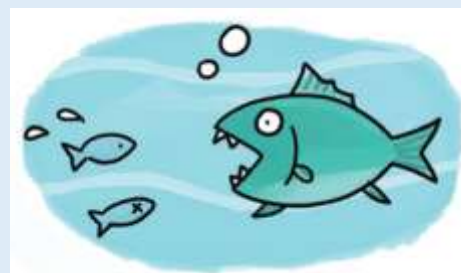
生物多様性の危機

人間の活動によって、私たちの周りの生物多様性がそこなわれる状況があります。
その原因として、大きく4つあるといわれています。

1つ目に、人の観賞や商業利用のために野生の生き物をたくさん採ったり、また住宅などをつくるために森の木を切ってしまうなど、人間の活動は自然にさまざまな影響をおよぼしています。そのため多くの生き物や、それらの生息環境が奪われ、その結果、生態系が破壊され、地球上の各地で生物が絶滅に追いやられています。



2つ目は、人間の活動により、水や空気がよごれて生き物がすめなくなったり、私たちの飲み水の水源も汚れてしまっています。また、このような環境の汚染に強い外から持ち込まれた生き物が増え、元々その地域にいた生き物を食べたり、生息場所を奪ったりしています。



3つ目は、昔は地域の人々に利用や管理されていた谷津田や里山林などが利用されなくなったことで生態系が変化し、そこにいた生き物が別の種類の生き物におきかわっています。その結果として、シカやイノシシなど害獣の生息数が増えすぎて地域の人々の生活に大きな影響を与えています。



4つ目は、地球温暖化によるもので、平均気温が1.5～2.5度上がると、氷が溶け出す量が多く、またその時期が早まったり、海面温度が上昇したりすることによって、生き物の絶滅が20～30%も高まるといわれています。



出典：こども環境白書 2016（環境省）

第2章 計画の基本的事項

1. 対象区域

千葉市全域を計画の対象区域とします。ただし、流域*は市域を超えて広がりを持つことから、流域の関係自治体と連携を図り計画を推進します。

2. 計画期間

2023 年度を初年度とし、目標年度を 2032 年度までとした 10 か年計画とします。

3. 位置付け

本計画は、市の「千葉市基本計画」の個別部門計画である「千葉市環境基本計画」のもとで、互いに密接な関係にある水環境や生物多様性の保全について一体的に推進する計画とします。

また、本計画は関係性の深い、以下の計画を包含する形で策定します。

①「生物多様性地域戦略」（生物多様性基本法第 13 条）

「都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独で又は共同して、当該都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」との規定を踏まえ策定します。

また、生物多様性基本法第 13 条第 2 項の下記の要件を満たすものとします。

1. 対象とする区域
2. 目標
3. 総合的かつ計画的に構ずべき施策
4. その他、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

②「生活排水対策推進計画」（水質汚濁防止法第 14 条の 9）

生活排水対策重点地域の指定を受けて策定され、2011 年に前計画に統合。

③「流域水循環計画」（水循環基本法に基づく水循環基本計画）

前計画が流域水循環計画に認定（2018 年）

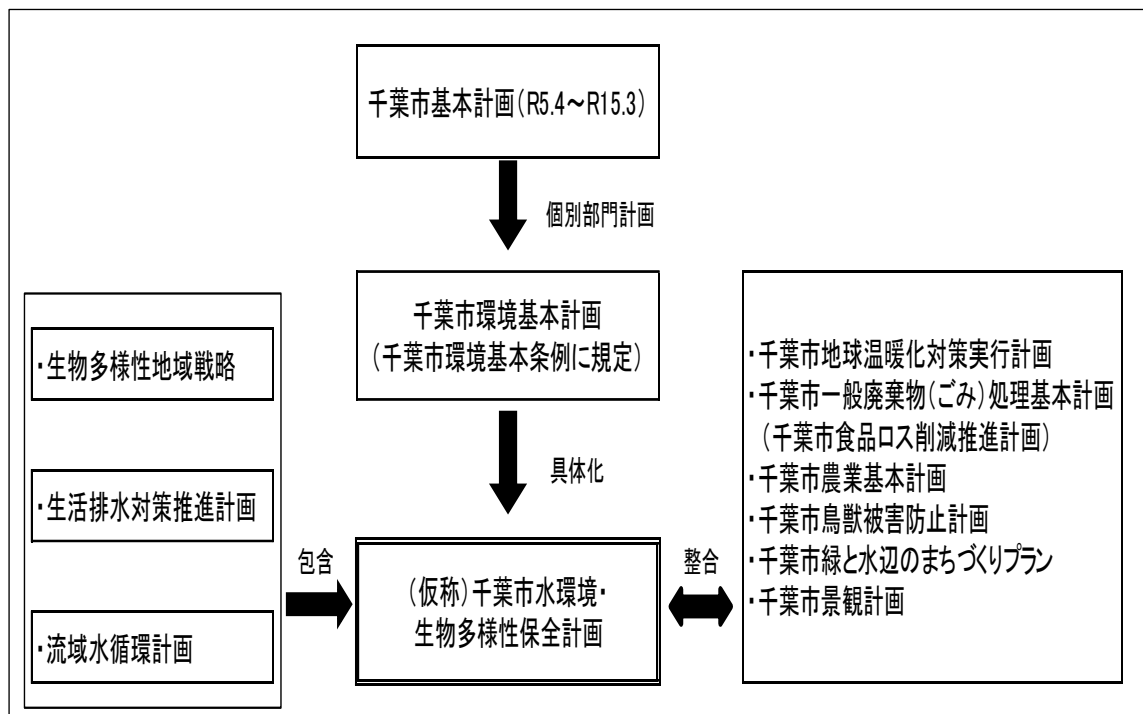


図 2-1 計画の位置づけ

第3章 現状と評価

[illegible]

1. 千葉市の概況

(1) 位置

千葉市は東京湾の湾奥部に面し、千葉県のほぼ中央部、東京都心部から東に約 40km に位置します。市域面積は約 272km² で、地形は花見川などの河川によって形成された低地と台地、東京湾沿いに広がる約 34km² の埋立地に大別されます。

延長約 42km に及ぶ海岸線や 13 の河川を擁するなど、大都市でありながら緑と水辺に恵まれていることが特徴です。



図 3-1 本市の位置

(2) 地勢

千葉市の地勢については、市の東部が比較的標高の高い丘陵地となっていますが、ほとんどは平野が広がる平坦な地勢となっています。

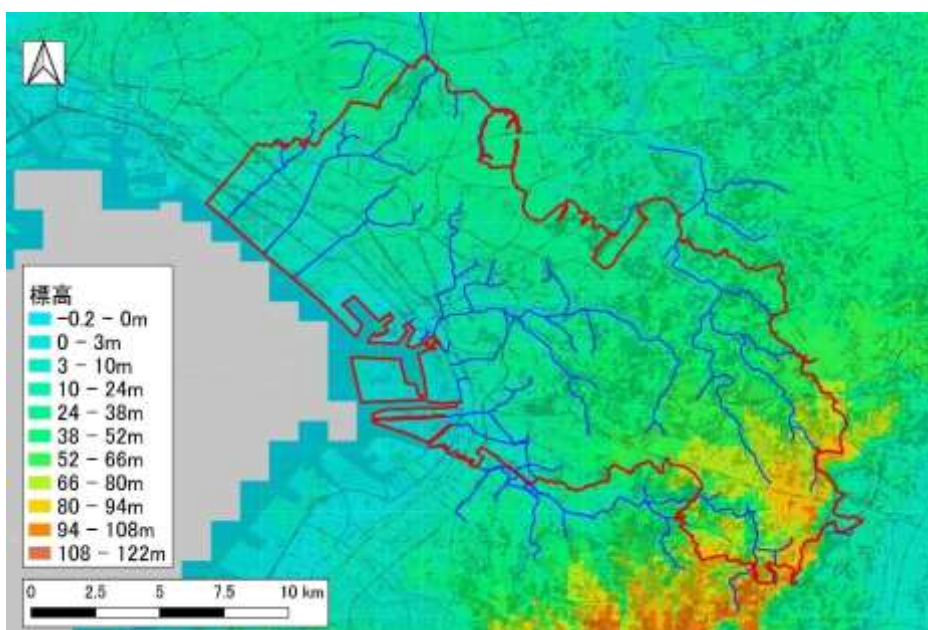


図 3-2 本市の地勢

(3) 土地利用計画

千葉市の用途地域の指定状況については、郊外は住居専用地域が多数を占めているのに対し、湾岸部には、商業地域、工業地域が多く集まっています。

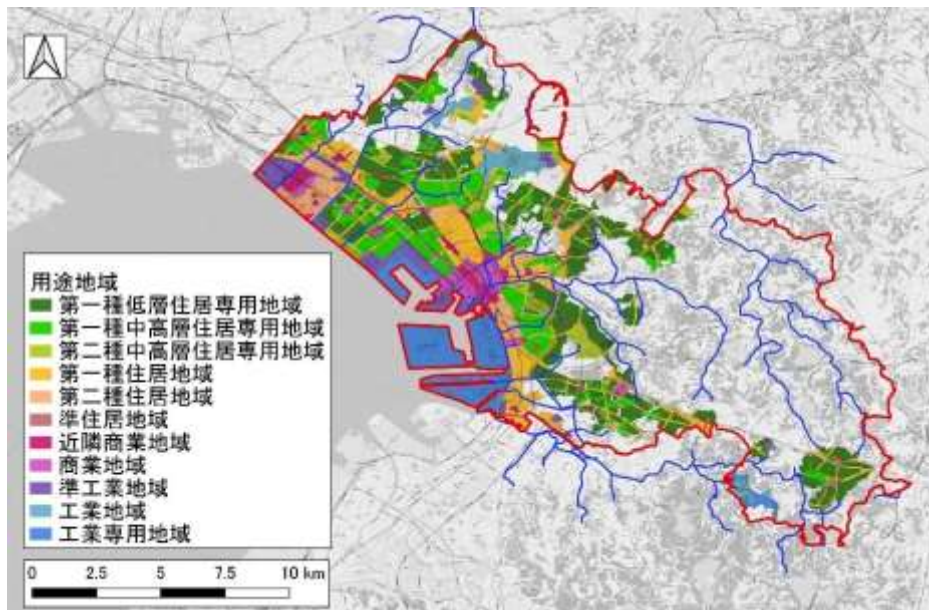


図 3-3 用途地域指定状況

(4) 人口集中地区*

千葉市の市街化の進展について、人口集中地区（DID 地区）の変遷をみると、1960 年～1965 年はニュータウンの開発に伴い千葉市中心部で人口集中地区が拡大し、1970 年以降は湾岸域へ人口集中地区が拡大しています。また、1990 年以降は、郊外にも人口集中地区が拡大しています。

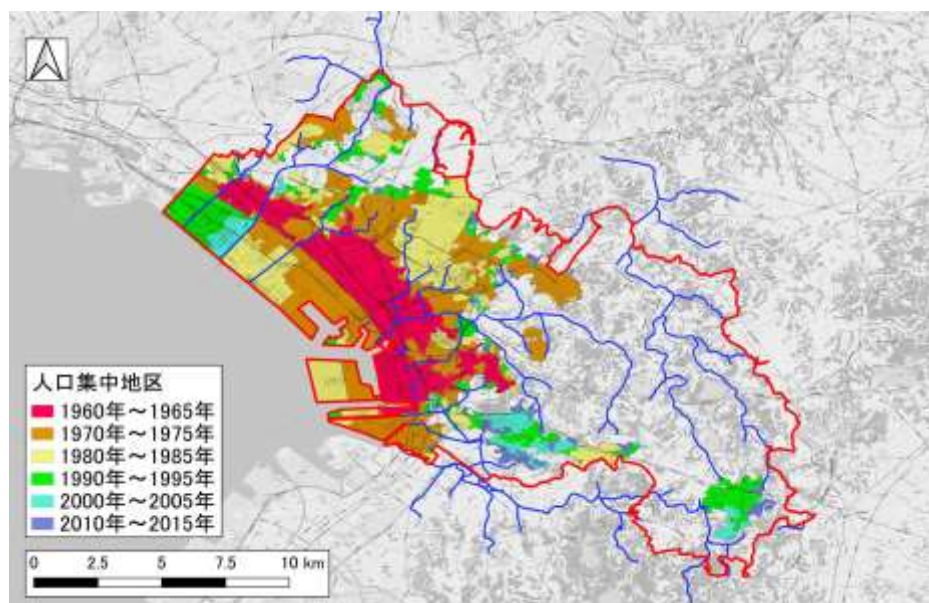


図 3-4 人口集中地区（DID 地区）の変遷

(5) 降水量と気温

千葉市の 2021 年の年間降水量は 1,834.5mm、年間平均気温は 17.1℃、となっています。

1975 年からの 46 年間の年平均気温の推移をみると、若干の上昇傾向が見られます。また、同期間の年降水量の推移についても、増加傾向が見られます。

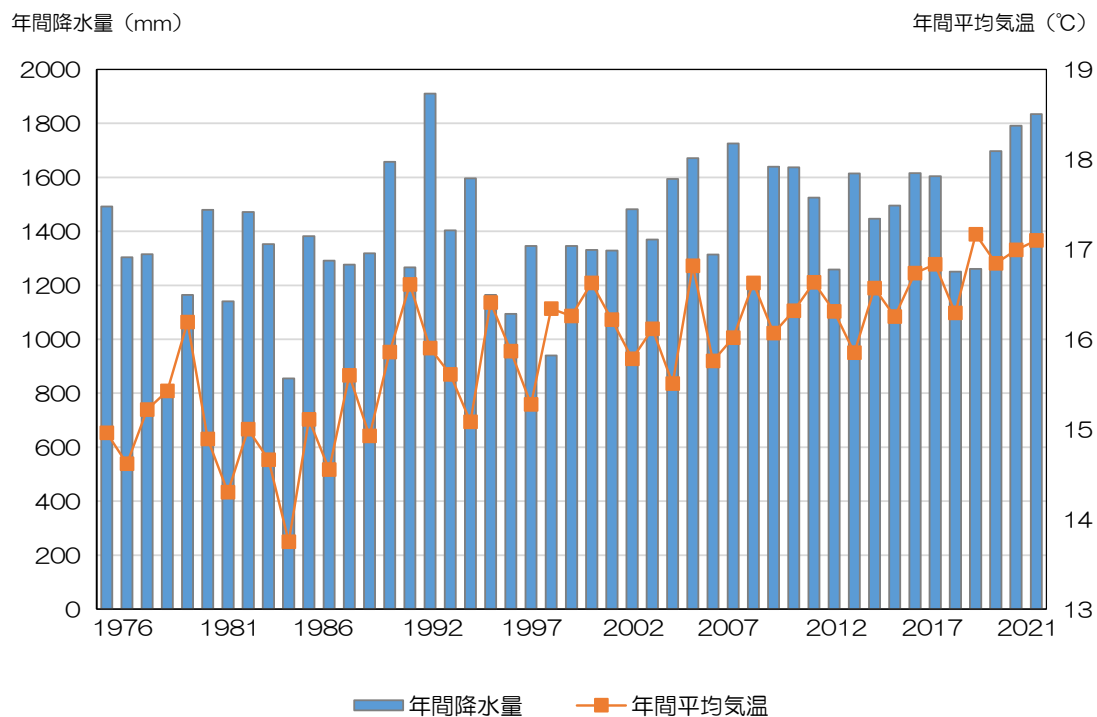


図 3-5 降水量・気温の変化

2. 水環境や生物多様性に関する現状

[illegible]

(1) 水環境に関する現状

■ 河川・海域の分布および概況

千葉市内の河川は、後背地に水源となる山地がないため、台地に降った雨水を起源とする地下水や生活排水を主な水源としています。また、ほとんどの河川が海拔 10～20m位の低地の谷津を流れ、川幅が狭く、自己水量が少ないことが特徴です。

千葉市には、北部に花見川（印旛放水路）、浜田川、花園川（草野水路）、中心部に都川、南部に生実川、浜野川、村田川が流れ、東京湾に、東部の鹿島川は印旛沼に注いでいます。

北部の花見川、浜田川、花園川（草野水路）は、周辺に住宅地や市街地が形成されており、河川沿いには緑地やサイクリングコースなどが整備されています。

中心部を流れる都川は、上流部は豊かな田園景観とともに谷津や樹林地が多く、下流部は交通網が整備された市街地となっています。東部を流れる鹿島川は、周辺に田畑が広がり、緑が多く残されています。南部を流れる生実川は、付近の台地から水を集め、生実池に注いでいます。

浜野川は、上流部は台地、中流部は水田地帯を流れ、下流部から河口部は河床勾配*がほとんどなく、潮の干満の影響を強く受けています。村田川は、周辺に田畑や樹林地が多く広がり、鹿島川周辺と同様に緑が多く残っていることが特徴です。

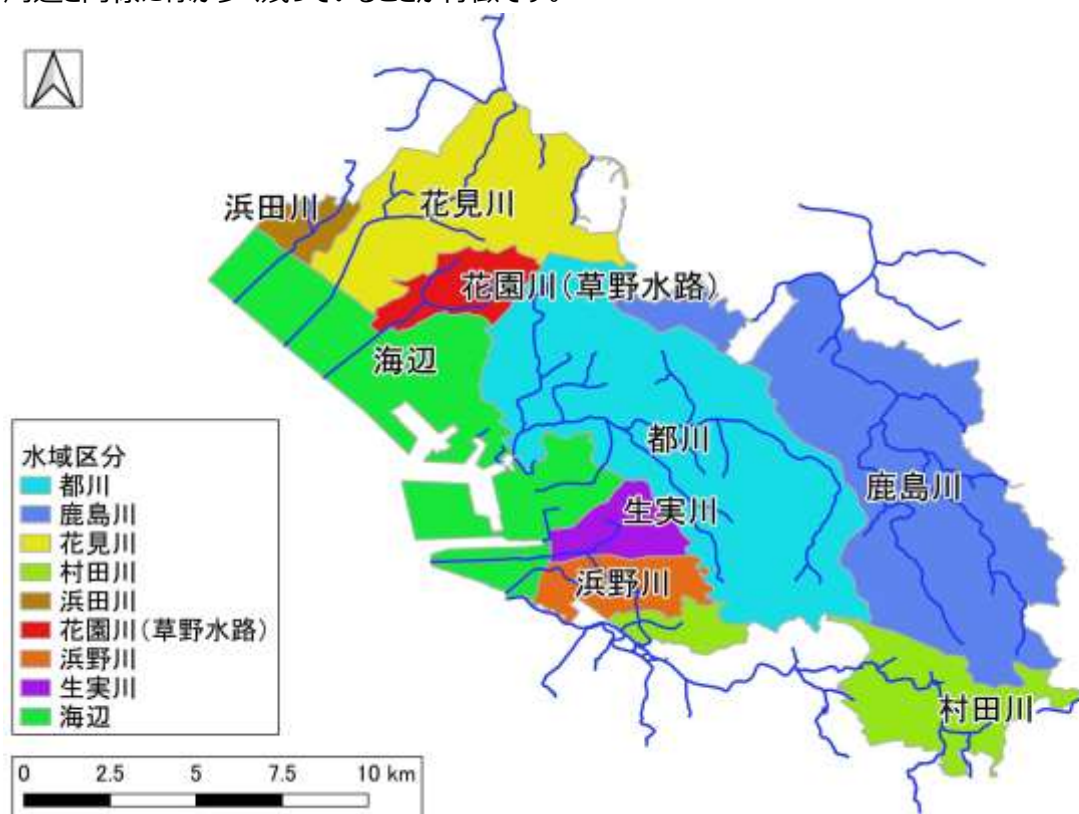


図 3-6 各流域の位置図

■ 水質・流量の調査地点

水質・流量については、下記に示す千葉市内の各所（河川 17 カ所、海域 2 カ所）で測定を行っています。



図 3-7 千葉市内の水質・流量評価地点

表 3-1 水域区分と調査地点

水域区分	調査地点		河口からの距離	水質調査 ○：実施	流量調査 ○：実施
都 川	1. 高根橋	都川上流	10.0	○	○
	2. 青柳橋	都川中流	4.6	○	○
	3. 都橋	都川下流	0.8	○	
	4. 日本橋	葭川下流	1.2	○	
	5. 新都川橋	支川都川	5.0	○	○
	6. 辺田前橋	坂月川	6.4	○	○
	7. 源町 407 番地地先	葭川上流	6.1	○	○
鹿島川	8. 下大和田町 1146 番地地先	鹿島川上流	26.7	○	○
	9. 平川橋		27.5	○	○
	10. 下泉橋	鹿島川下流	15.5	○	○
花見川	11. 花島橋	花見川上流、勝田川	8.5	○	
	12. 新花見川橋	花見川下流	2.4	○	
村田川	13. 高本谷橋	村田川	12.3	○	○
浜田川	14. 下八坂橋	浜田川	2.4	○	
花園川 (草野水路)	15. 高洲橋	花園川 (草野水路)	2.0	○	
浜野川	16. 浜野橋	浜野川	0.3	○	
生実川	17. 平成橋	生実川	0.9	○	
海辺	18. 千葉コンビナート湾内	千葉港	－	○	
	19. 幕張の浜地先	いなげの浜～幕張の浜	－	○	

■ 公共用水域(河川・海域)の水質

公共用水域（河川・海域）の水質を把握するため、水質汚濁防止法に基づき千葉県が定めた「公共用水域の水質測定計画」により常時監視を行っています。

本市では表 3-1 の調査地点（河川 17 地点、海域 2 地点）において、測定を行っています。

a 河川の水質の経年推移

河川の有機物による汚れの指標である生物化学的酸素要求量（BOD）については、これまでの取組により大幅に改善しています。

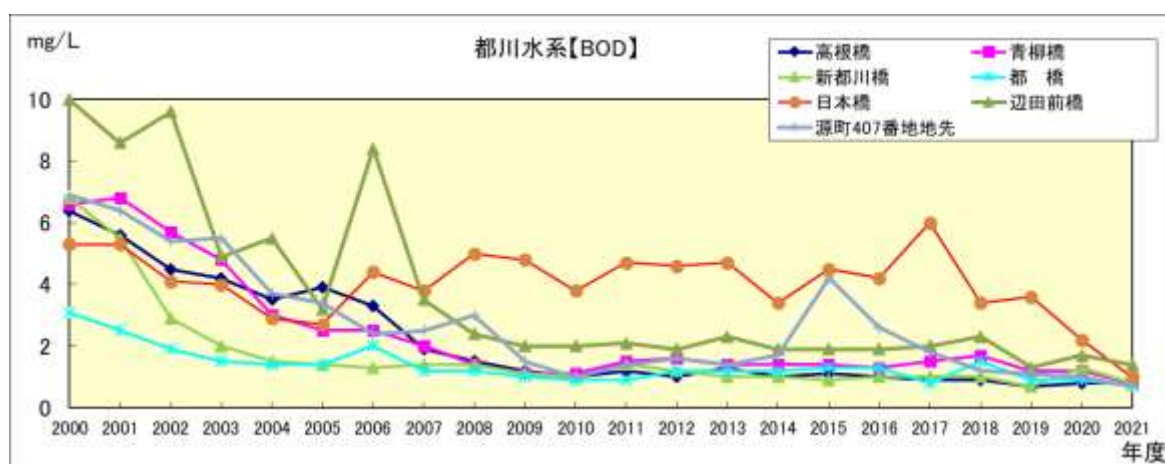


図 3-8 都川水系における BOD 測定値の推移

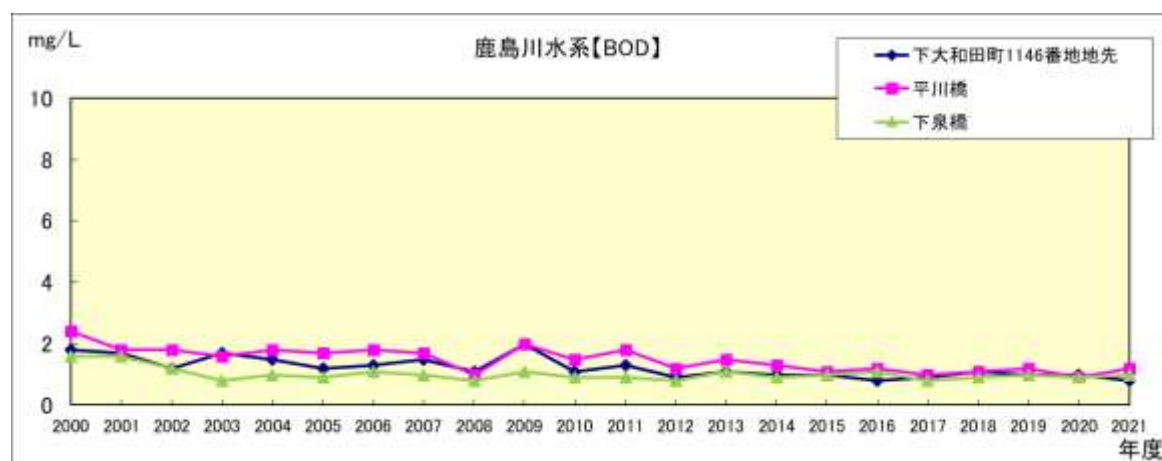


図 3-9 鹿島川水系における BOD 測定値の推移

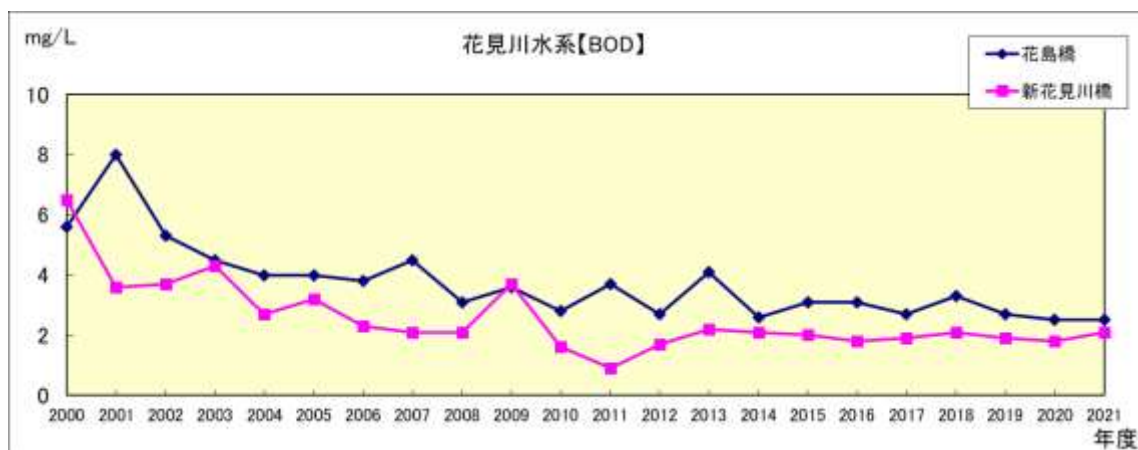


図 3-10 花見川水系における BOD 測定値の推移

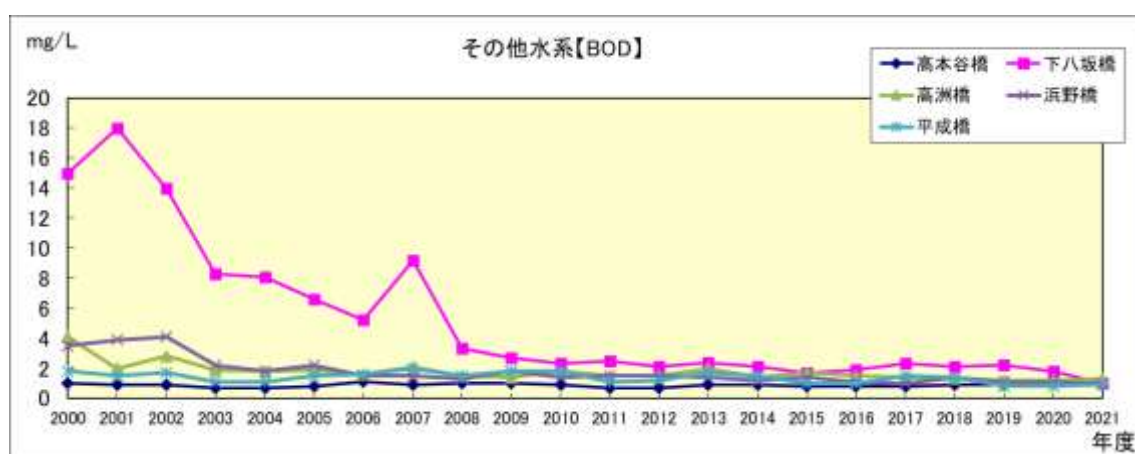
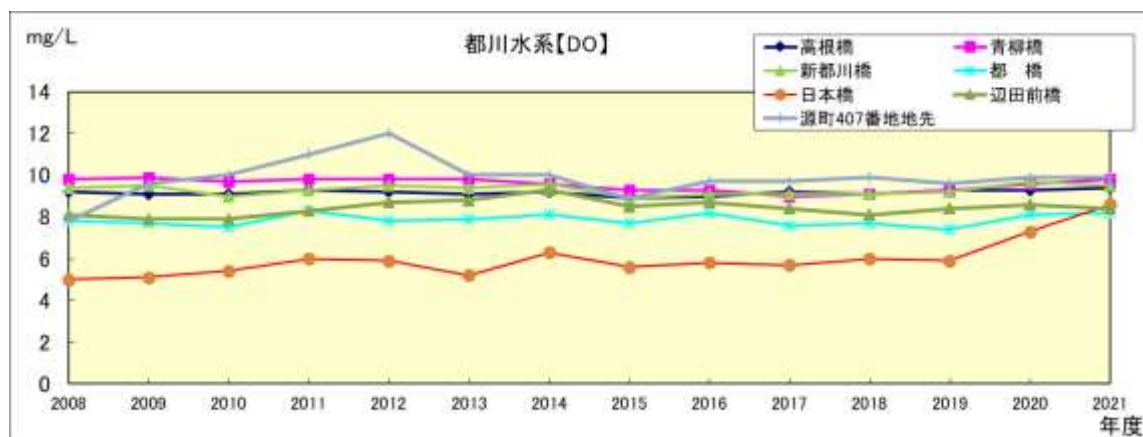
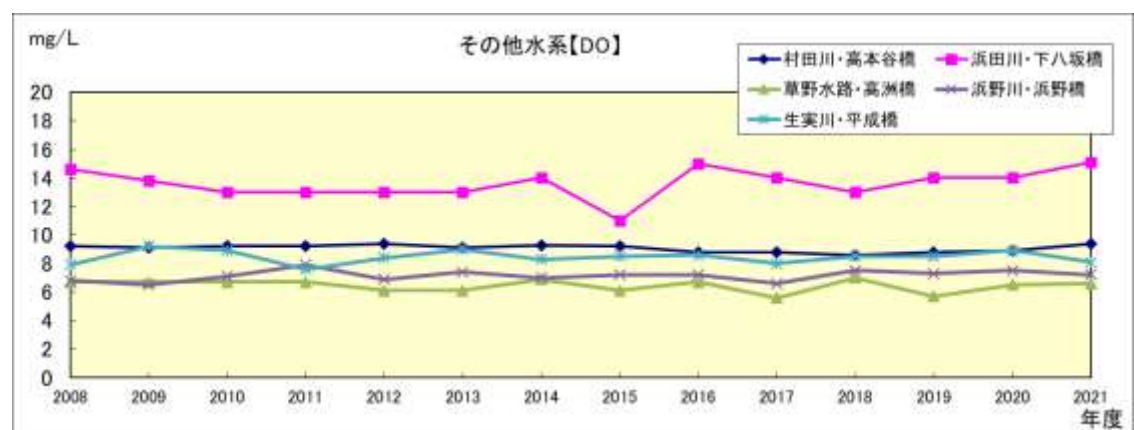


図 3-11 その他水系における BOD 測定値の推移

また、水中の酸素量を示す溶存酸素量（DO）については、良好な状態が保たれています。水中の生物も人間と同じように酸素を必要としており、DO が減少すると、水中の好気性微生物の活動が鈍って腐敗臭がするなど河川や海域の自然浄化作用が働かなくなったり、魚などが窒息してしまうこともあります。





b 海域の水質の経年推移

海域の有機物の汚れの指標である化学的酸素要求量（COD）については、横ばいで推移しています。

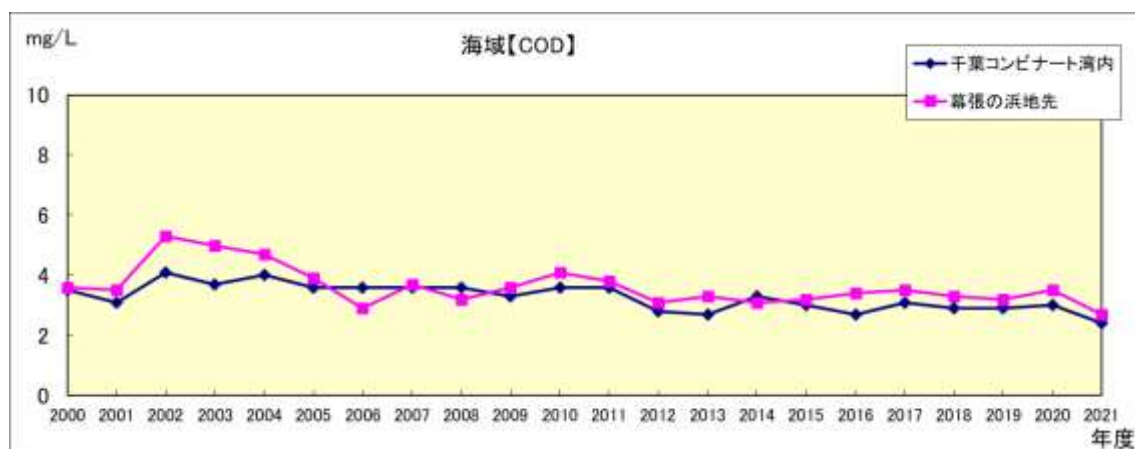
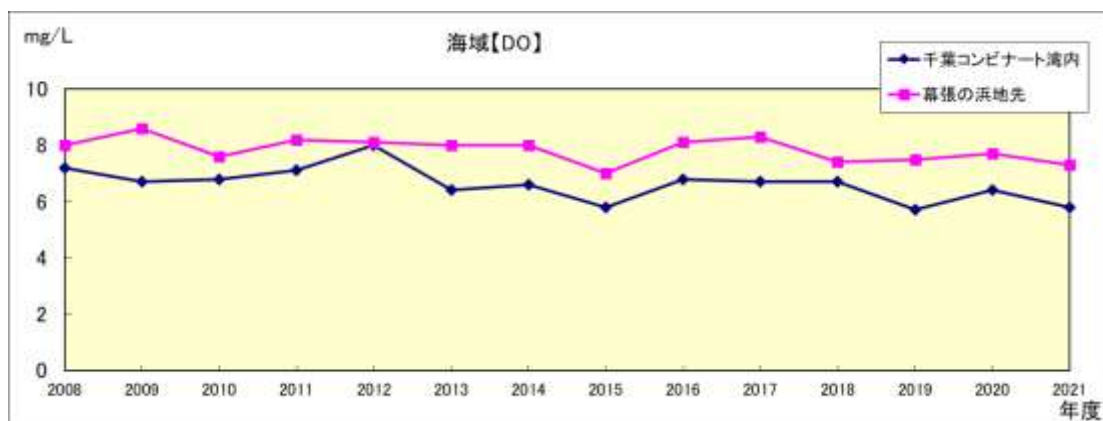


図 3-12 海域における COD 測定値の推移

また、水生生物の生息に必要な水中の酸素量を示す溶存酸素量（DO）については、良好な状態が保たれています。



海域の富栄養化の要因となる全窒素及び全りん濃度は、概ね、横ばいで推移しています。





■ 河川の水量

水量については、平常時の河川流量の年平均値を算定しています。宅地化による土地利用状況の変化や下水道の普及などにより、流量の低下が見られた河川もありましたが、近年は、河川によりばらつきはあるものの、増加傾向を示しています。

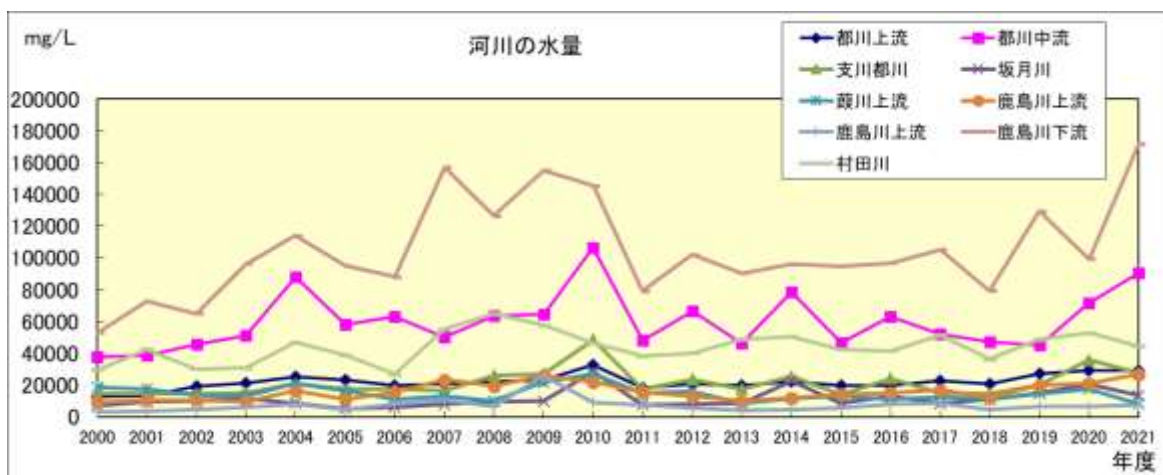


図 3-13 河川における水量測定値の推移

■ 地下水の水質

市域における地下水の水質の状況を把握するため、水質汚濁防止法の規定により千葉県が策定した測定計画に基づき、毎年、概況調査を実施しています。

この概況調査では、市内を2 kmメッシュに区切り、1年で15～16か所を測定し、5年間で全72か所を調査しています。

その結果、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」、「揮発性有機化合物」、「砒素」及び「六価クロム」の4項目については、環境目標値の超過が見られており、過去10年間の超過率の傾向は、ほぼ横ばいの状況です。また、水質汚濁防止法に基づく調査のほかに、汚染範囲確認調査など独自の調査も行っていますが、各項目とも超過率に大きな変動は見られていません。

地下水は一度、汚染されてしまうと回復が困難であるため、汚染を未然に防止することが大切です。

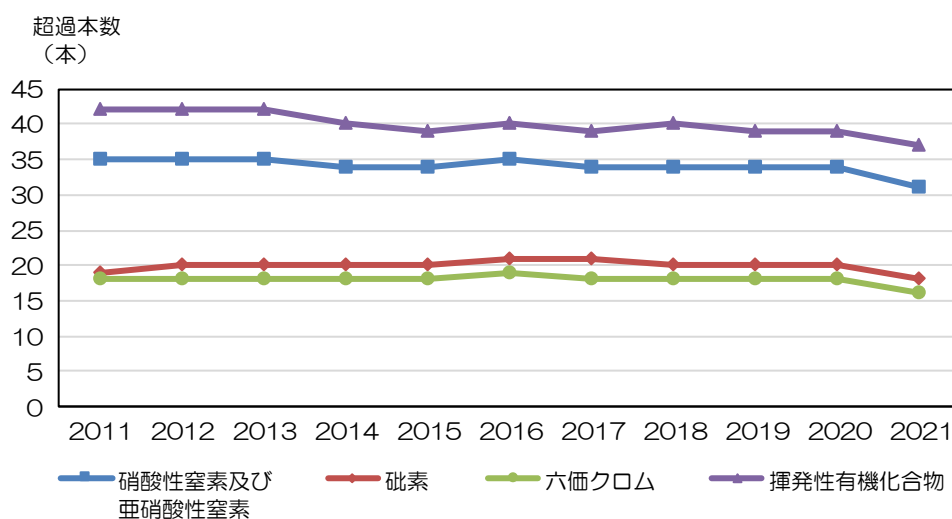


図 3-8 水質汚濁防止法に基づく地下水の水質調査結果（調査本数）

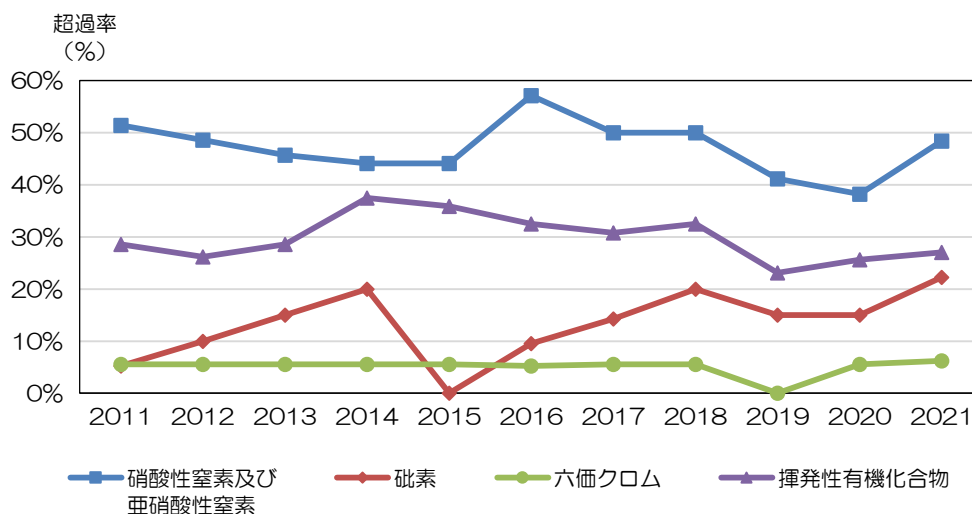


図 3-9 水質汚濁防止法に基づく地下水の水質調査結果（超過率）

■ 地下水の水位

千葉市の地下水は、地表から約 30m までの深さに分布する浅層地下水*と、それよりも深く分布する深層地下水*に大きく分けられます。

浅層地下水は、概ね地表の地形面に沿って流れており、都川などの一部の区間では地下水が河川に湧出しています。

一方、深層地下水は、主に東京湾の方向に流れています。また、深層地下水は農業用水などとして重要な水源の一つになっています。

貴重な資源である地下水位の状況をモニタリングするため、市内に 15 か所の観測井を設けて観測しています。地下水の水位は、いずれの観測井も 1989 年以降、ほぼ横ばい、またはわずかに上昇の傾向にあります。地下水の水位は降雨や地下水の利用状況等の影響を受けることから、今後も各用途別の利用状況の把握や水位の変化の監視などを続けることが必要です。

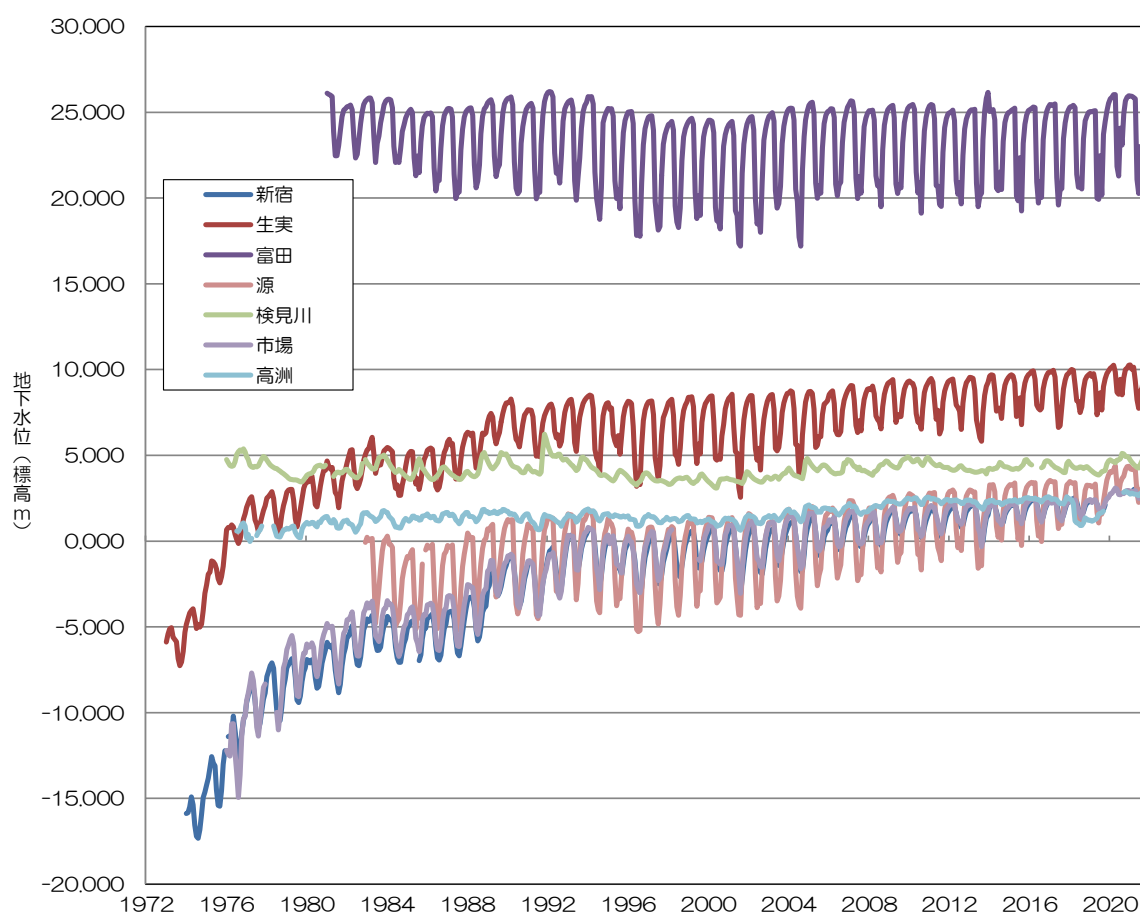


図 3-10 地下水位の経年変化

■ 地下水の利用状況

法令等による許可井戸における地下水の揚水量は、1972 年時点には 16 万 3 千 $\text{m}^3/\text{日}$ でしたが、近年は、2 万 $\text{m}^3/\text{日}$ 前後で推移しています。

2021 年で見ると、地下水の揚水量約 2 万 $\text{m}^3/\text{日}$ のうち、約 75%が農業用であり、次いで水道用、工業用の順となっています。

工業用、ビル用、水道用の揚水量については、1972 年と比較して大きく減少していますが、農業用については現在までほぼ横ばいで推移しています。

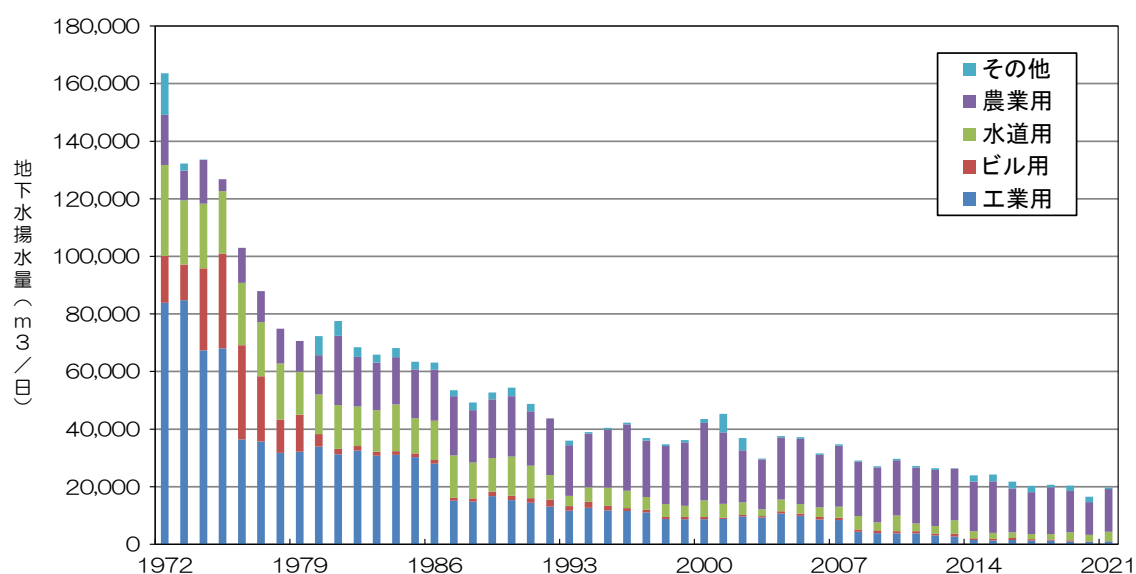


図 3-11 地下水の揚水量の経年変化について

■ 湧水

市内の湧水地は、2006 年度に実施した調査によって確認された地点について継続的なモニタリングを行っています。

2016 年に実施した湧水調査の結果、12 地点中 9 地点で、2011 年実施の前回調査時と比較して流量の減少が確認されました。近年では、湧水地やかん養域の開発、森林の荒廃などによる影響で、湧水が減少している状態です。

千葉市の湧水

湧水は雨が地下水となり、自然状態で地表面に湧き出るものです。谷地の片隅では地下水が湧出しているところがあり、周辺の水溜りに飲み水を汲みにきた人々が湧水の周りを石や丸太で囲んだところから湧水の所有が始まったとされています。やがて掘削の技術を手に入れた人々は、井戸を掘るようになり、また、涸れないように神を祀るようになりました。その後、長い時代の流れの中で、病気への効能や有名人が美味しいと言ったなどという伝承が生まれ、今に伝わっているものもあります。ここでは、千葉市に伝わる、かつての湧水の伝承をいくつか紹介します。

◆べにたけべんざいてん紅嶽辯財天湧水

千葉氏中興の祖常胤（つねたね）が鎌倉から都賀村（現在のみつわ台）に移したとされている紅嶽辯財天には、泉があり、架けられた橋の上で手を叩くと、底から清水が湧き出してきたとされています。また、安産したうえに乳の出がよくなるとの言い伝えがあり、妊婦が出産前に飲みに来て、乳の出がよくなると水を二倍にして返したとされています。



◆お茶の水

お茶の水は、千葉県庁の東に位置し、不動尊を安置しているため、別にこれを「不動の滝」とも称えています。また、同所にある石碑には、源頼朝にこの水をもってお茶を献上したことからお茶の水と称えられるようになったとの伝承が書かれています。



湧水は千葉市の貴重な水源ですので、水源かん養域の保全・再生や、湧水地周辺環境の維持管理や調査などの取組みを進め、保全していくことが重要です。



湧水調査地点図

■ 生活排水対策

生活排水処理率については、1990 年度末には 70%程度であったのに対し、2021 年度末の時点では、98.4%と、大幅に改善されています。また、処理形態については、全体の 97.1%が公共下水道により処理されています。

生活排水（し尿及び雑排水）は、次の 3 つの方法により処理されています。

ア) し尿と雑排水をあわせて処理（公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽）

イ) し尿は単独処理浄化槽で処理し、雑排水は未処理で放流

ウ) し尿は汲取りし、雑排水は未処理で放流

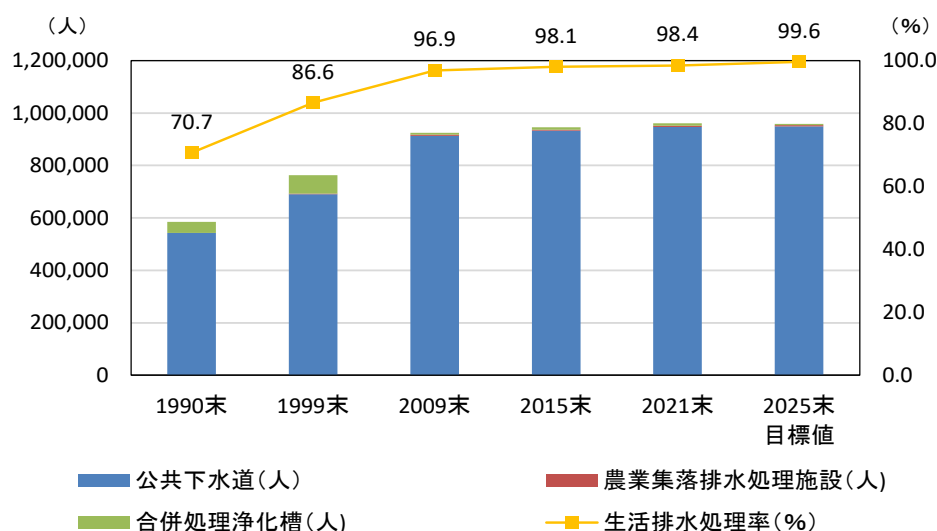


図 3-12 生活排水処理率の推移

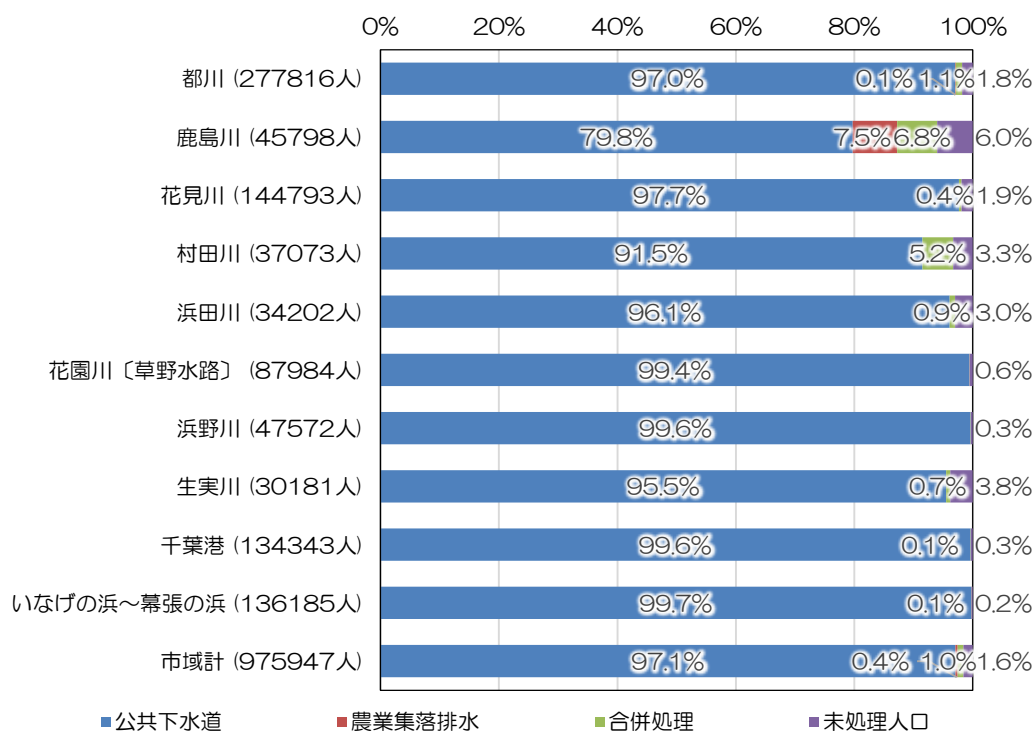


図 3-13 生活排水処理形態別人口

生活排水対策

私たちが毎日の生活で使用する水は、一人あたり 244 リットルとされています。

私たちが使用したあとの水は生活排水として排出されますが、川や海を綺麗にするためには、この生活排水を減らす努力が必要です。

《生活排水対策メニュー》

いくつかできているでしょうか？チェックしてみましょう！

■台所編

☐	水切り袋や三角コーナーを使用し、調理くずは流さずキャッチ！
☐	油は上手に活用して使いきりましょう。やむを得ず捨てる際は、新聞紙などに吸わせてから。
☐	食器、鍋等の油は拭き取ってから洗いましょう。
☐	石けんや洗剤は適量がベスト！使いすぎないようにしましょう。
☐	米のとぎ汁は、植物に再利用しましょう。無洗米を使うのも効果的です。
☐	飲み残し、食べ残しは NG！食事は必要な分だけ調理しましょう。

■お風呂編

☐	残り湯はお風呂掃除や洗濯水として使用しましょう。
☐	排水口にはネットを利用して髪の毛が流れないようにひと工夫。
☐	シャンプー・リンス・ボディソープは適量を使いましょう！

■洗濯編

☐	洗剤はきちんとはかって適量で！
☐	洗濯機のくず取りネットで洗濯くずをキャッチ！

■その他

☐	トイレはこまめに掃除して、洗剤の量を減らしましょう。
☐	生活排水がちゃんと下水道や浄化槽に接続して処理されているか確認しましょう。地域によっては、ベランダの排水口や U 字溝などを流れる水はそのまま川や海に流れてしまいます。
☐	洗車はバケツを使用し、洗剤の使用は控えめに！
☐	側溝、路面の清掃を心がけ、ごみや汚れた水が河川に流れ込むのを防ぎましょう。
☐	浄化槽は適正に管理しましょう。 ※浄化槽の維持管理等については市の収集業務課ホームページをご覧ください。
☐	地域のごみ出しルールを守りましょう。屋外で出たごみは持ち帰りましょう。

■ 水の利用状況

本市の水道は、千葉県、千葉市、四街道市の3つの水道事業体が担っており、利根川、印旛沼、養老川といった河川・湖沼や地下水を水源としています。

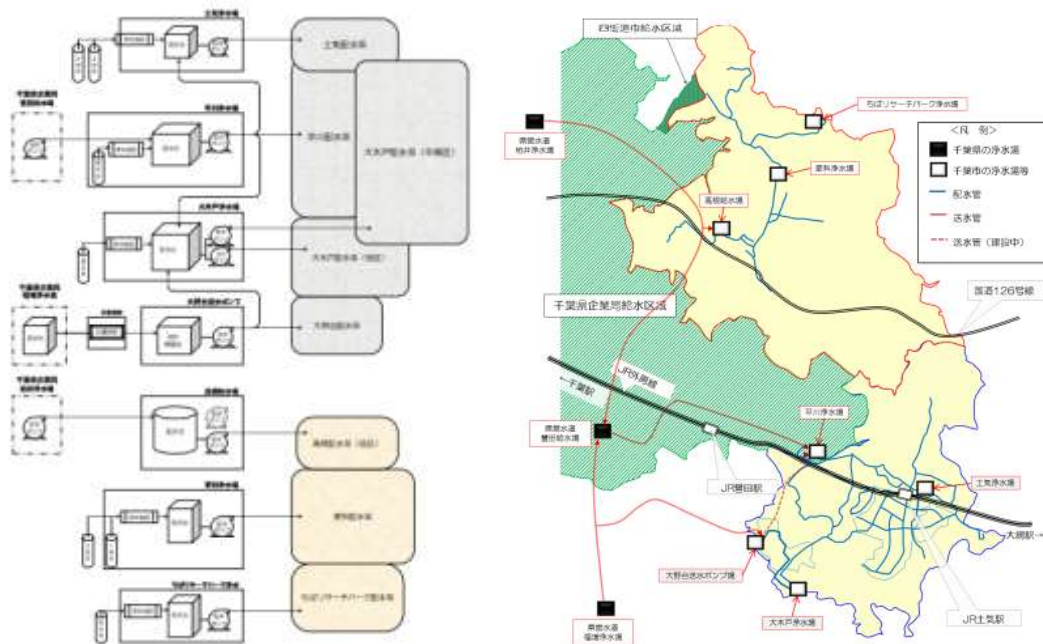


図 3-14 水の利用状況

流域における連携

◇東京湾再生推進会議

※作成中

◇印旛沼水質保全協議会

※作成中

(2) 生物多様性に関する現状

[illegible]

■ 緑地の分布

市内の緑地の分布を見ると、市内北部（花見川水域）および東部（鹿島川水域、村田川水域、生実川水域東部、都川水域東部）には耕作地や樹林地が広がっており、特に東部には多くの緑地が残されています。

西部の海岸沿い（海域）は、広大な埋立地で、計画的に公園・街路樹等の緑地が配置されています。

中央部（花園川、都川西部、海域）は古くから市街地が形成され、発展を続けていますが、市街地の拡大に伴い緑は減少しています。



図 3-15 緑地の分布

■ 緑被率*の変化

市全域の緑被面積*は、2010 年から 2020 年までの間に、83.6 ha 減少しています。

緑被地の中では、耕作地が 566.7 ha 減と最も顕著な変動を示しています。これは、郊外における宅地開発などによる森林伐採によって農耕地の転用が進んでいることが要因として考えられています。

一方で、樹林地、草地については、それぞれ 278.3 ha、205.7 ha 増加しています。市街地での緑の管理や緑関連施設の整備等の効果の表れと考えられます。

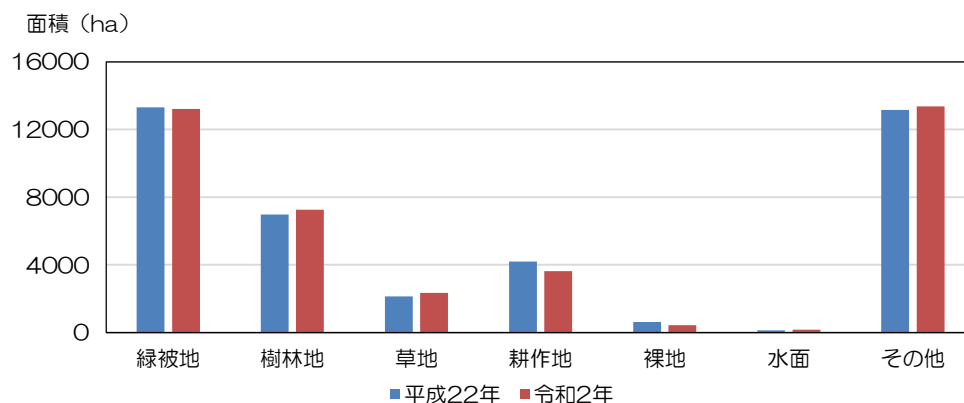


図 3-16 緑被面積の推移

■ 谷津田の分布と保全状況

本市の水源域にある谷津田は、水田や畑、雑木林、屋敷林、集落などの様々な要素によって構成されており、多くの野生動植物が生息・生育する拠点となっています。

しかし、農林業の衰退に伴う耕作放棄等により、谷津田の荒廃が進んできたため、2003 年 7 月に「千葉県谷津田の自然の保全施策指針」を策定し、市内 63 か所の谷津田から保全対象のモデルとなる候補地として概ね 24 地区の谷津田を選定し、「谷津田の自然の保全に関する要綱」等にもとづいて保全協定*の締結を進めています。

2022 年 3 月現在、14 地区、計 61.89ha で土地所有者と市の二者で保全協定を締結するとともに、市民団体を含めた活動協定*を 6 地区、8 団体と締結し、保全と活用を推進しています。



図 3-17 谷津田の状況



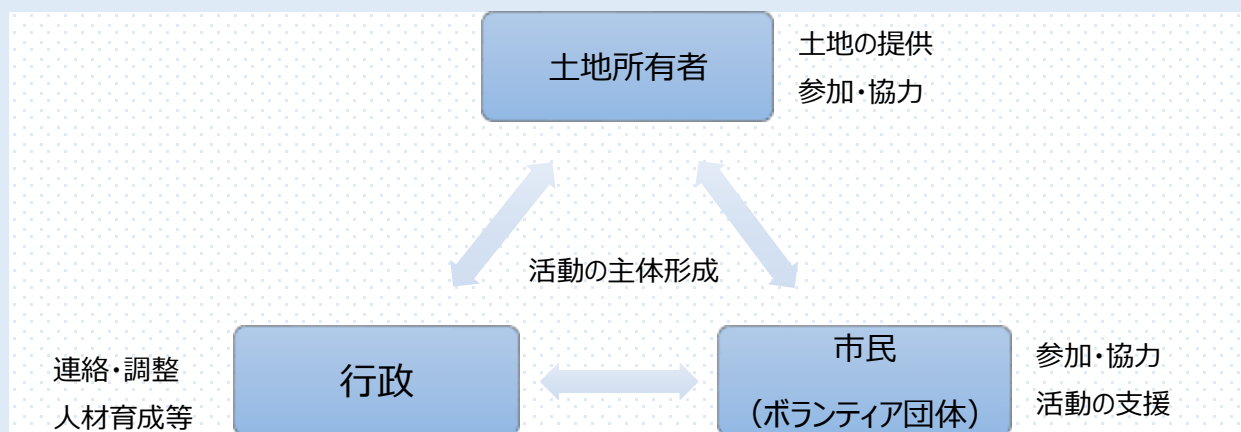
図 3-18 谷津田の分布

表 3-2 保全協定締結地区の谷津田

No.	地区名	保全協定締結面積 (ha)
1	柏井町	1.73
2	原(東寺山)	2.63
3	加曽利(坂月川ビオトープ)	0.48
4	大草(大草谷津田いきものの里)	12.54
5	赤井町	1.26
6	谷当町	6.10
7	下大和田(西)	1.84
8	金親町	6.01
9	金光院	10.95
10	中野中(中野IC)	0.40
11	下大和田(猿橋)	5.62
12	大藪池(越智)	1.70
13	昭和の森(小山地区含む)	7.71
14	小倉	2.93
計		61.89

谷津田の保全施策の推進体制

谷津田の自然の保全施策は、土地所有者、市民（ボランティア団体）、行政の協働で推進していきます。



■ 谷津田の自然を保全する意義

① 多様な生物相の保全

- ・谷津田の自然の特性である、湿地、樹林、草地等の多様な自然環境と生物相を保全する。

② 原風景を守り育て農村文化を伝える

- ・ふるさとの原風景を保全し文化的歴史的遺産として継承するとともに、地域の伝統的な農村文化や農業技術を保存し継承する。

③ 自然とふれあい学ぶ

- ・市民が身近に自然とふれあい、自然について学ぶ場を提供する。

④ 都市環境の保全

- ・ヒートアイランド現象を軽減する。
- ・大気浄化、洪水防止、水源涵養機能を確保する。

⑤ 循環型社会の形成

- ・農林業の豊かな地域資源を利用・活用した循環型社会を形成する。

■ 農業生産

千葉市の農業産出額（推計）は、88 億円で県内 15 位に位置しており、野菜をはじめ米、畜産、花きなど多様な農業生産が行われています。

産出額の内訳は、野菜が 44 億 5 千万円と、全体の半分以上を占めており県内 8 位の産出額です。酪農も盛んで、乳用牛が 10 億 8 千万円と県内 9 位の産出額を誇っています。また、豆類が 5 億円と県内 3 位の産出額となっています。

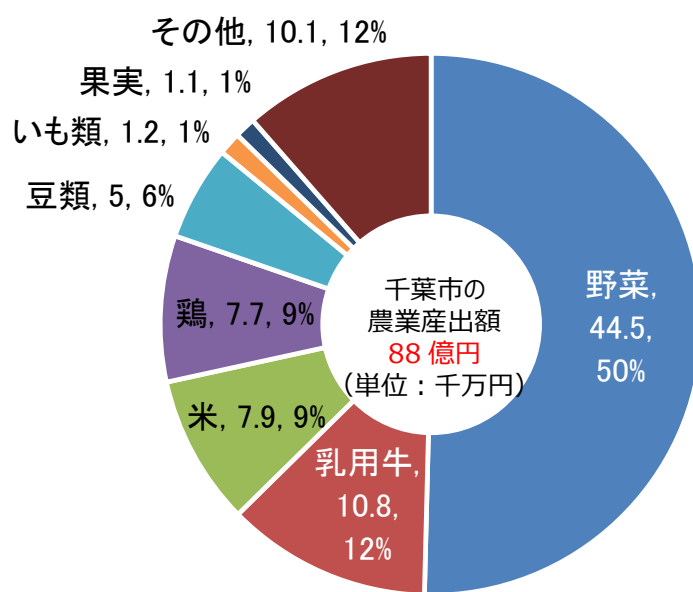


図 3-19 2019 年の千葉市の農業産出額

■ 市内の生き物調査結果

本市では、水生生物調査や市民参加型のちばレポ*アプリを活用した「身近な生き物さがし」など、市内の生き物の生息状況を把握するための調査を実施しています。

また、千葉県では、千葉県生物多様性センターが運営する市民参加型生物モニタリング調査の「生命のにぎわい調査団」が行われており、本市もその対象地域となっています。

今回、それらの調査から把握された生物の情報について、3 次メッシュ（1km 四方）をベースに取りまとめ、生物多様性保全に関する基礎情報として整理しました。

ここでは、上記の調査で確認された生物種数や、重要種の確認状況を GIS によって図化しています。

都川流域の河口部、都川流域東部～鹿島川流域西部、浜野川流域、浜田川流域で多くの種の記録があることが分かります。

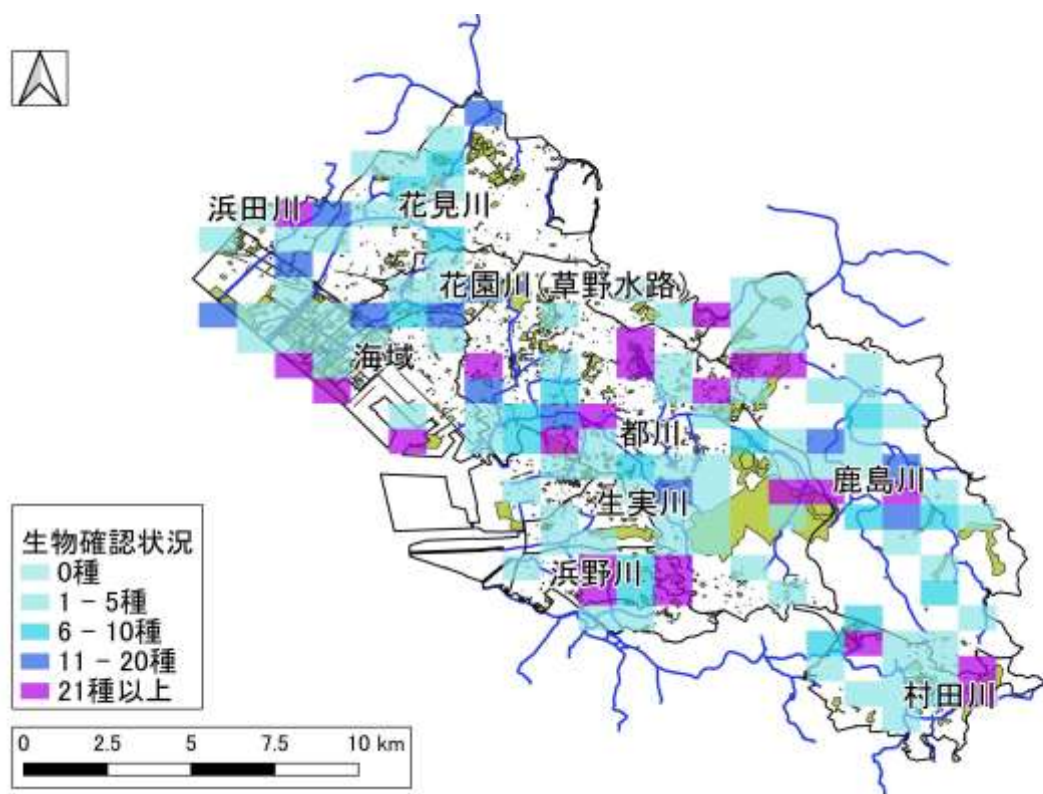


図 3-20 生物の確認種数

表 3-3 各流域で記録された種数

	都川 流域	花見川 流域	村田川 流域	浜野川 流域	生実川 流域	花園川 流域	浜田川 流域	鹿島川 流域	海域
種数	139 種	6 種	15 種	45 種	4 種	4 種	217 種	21 種	22 種
重要種数	18 種	0	3 種	3 種	0 種	0 種	12 種	1 種	2 種

※同じメッシュ内で流域の区分が異なる場合、他の流域と重複して種数をカウントしている場合がある。

◆コアジサシの生態

コアジサシは、チドリ目カモメ科に分類される鳥で、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」で国際希少野生動植物種に指定されているほか、環境省のレッドリストで絶滅危惧Ⅱ類（VU）に位置付けられている希少な鳥です。

全長はおよそ 28 センチメートル。体は白色で、翼から背にかけては薄い灰色。頭部には黒い帽子をかぶったような模様があり、くちばしは黄色で先端が黒色、脚は橙色です。

春に、南の国から日本の本州以南に渡ってくる夏鳥で、8 月頃まで営巣活動を行い、秋には日本を去ってしまいます。

主な繁殖地には、河川敷や中洲の砂れき地、海岸の砂地等を好みます。

近年は、繁殖地となる場所の減少や、カラスによる捕食等が原因となり、市内での確認数が減少しています。



◆コアジサシを守るために

千葉市では、政令指定都市移行を記念して、1993 年に市の新しいシンボルとして「コアジサシ」を市の鳥に制定しました。

繁殖のために飛来する 4 月から 9 月にかけて、繁殖状況などの生息実態調査を実施するとともに、検見川の浜における保護柵設置等の取組みによって、市民と協働で繁殖地を保護しています。



■ 水辺や自然とのふれあいの場

「水辺や自然とのふれあいの場」の整備状況は、下の図表に示すとおりです。

河川の上流域から下流域まで広い範囲で、公園、ビオトープ、調整池*などを整備しています。

表 3-4 水辺や自然とのふれあいの場の一覧

流域	場所の名称	場所の概要
都川	①泉自然公園	おいしい水が飲める、園内に6つの池、菖蒲田、湿生植物園
	②大草谷津田いきものの里	ボランティアによる谷津田での活動、自然観察会など
	③千葉公園	綿打池のオオガハス
	丹後堰公園	江戸時代に農業用かんがい施設として作られた用水跡(湿地)
	中溝水路せせらぎ緑地	鶴沢小学校脇の花緑せせらぎ
	千葉市都市緑化植物園 都川水の里公園	湿生地など、小川・田んぼエリア、自噴井“太郎”
	④坂月川ビオトープ	住宅地近くにある貴重な自然環境や多様な生態系が保全
	縄文の森特別緑地保全 地区	優れた自然的景観とともに、市民の環境保全活動や自然観察の場
	六方調整池多目的施設	多目的調整池として公園的に整備
	ろっぽう水のみち	動物公園駅から調整池までの約2kmに及ぶ、せせらぎ沿いの散策路
鹿島川	⑤大池	農業用のため池を活用した親水施設
	原田池	富田さとにわ耕園内にある池で周辺に遊歩道が整備
花見川	花島公園	「水」ゾーンや「緑」ゾーンなど水辺や自然をテーマとした公園管理
	⑥こてはし台調整池	調整池が市民協働により整備・維持管理されている水辺に再生
	花見川サイクリングコース	花見川沿いに整備（弁天橋～稲毛海浜公園）
村田川	⑦花見川千本桜緑地	サイクリングコース沿いに整備され、休憩施設も設置
	⑧下夕田池昭和の森	2haの広い池、良好な自然環境が残されている(一部県立自然公園に指定)
	あすみが丘水辺の郷公園	調整池がある風致公園
草野みずのみち (草野水路)	創造の杜	調整池機能を取り入れた親水公園で調整池の一部を修景池として活用
	桜の散歩道	水路沿いに桜が並ぶ
浜野川	泉谷公園	菖蒲田、ホタルの沢、ホタルの人工飼育場（ほたる生態園）
	⑨大百池公園	泉谷公園～おゆみの道と続く水の流れの終結点となる大百池
生実川	生実池	地域住民の憩いの場、下流側は農業用水として利用
海域	舟田池 千葉ポートパーク	県立博物館生態園内にある池、野鳥、水生生物（トンボ等）が生息、穏やかな波が打ち寄せる人工海浜
	いなげの浜	レクリエーションを目的とした日本初の人工海浜
	⑩検見川の浜	ボートセーリングなどが盛んな人工海浜
	幕張の浜	未来型の国際業務都市に隣接する人工海浜
	稲毛ヨットハーバー	海洋教室など各種イベント実施



図 3-21 水辺や自然とのふれあいの場の分布図

◆大草谷津田いきものの里とは

大草谷津田いきものの里は、水田や雑木林での農業生産などの営みと共に育まれてきた谷津田の多様な生態系や自然的景観を保全し、市民が身近な自然とふれあい、自然についての理解を深める場とすることなどを目的として、2006年18年5月に開設されました。

谷津田の豊かな生態系を維持していくためには継続した管理が必要となります。このため、大草谷津田いきものの里では、地元・土地所有者の方々と構成される管理組合による維持管理とともに、ボランティア団体が田んぼでの稲作や森林保全活動、生き物調査などを行っています。



上空から見た大草谷津田いきものの里

◆大草谷津田いきものの里の自然観察路

大草谷津田いきものの里には自然観察路（約 1.5km、約 1 時間）や解説板を整備しており、気軽に自然や生き物について学ぶことができます。

また、毎月第3日曜日に自然観察会を実施しており、時期によってヘイケボタルやニホンアカガエルなどの生き物をみることができます。



大草谷津田いきものの里の自然観察路案内図

3. 前計画の取組みと評価

(1) 前計画の取組みと評価

「生命（いのち）はぐくむ水の環（わ）を未来へ」を基本理念として、4つの基本方針の目標達成に向けて、市は様々な取組みを行ってきました。

基本方針 1 いろいろな水辺の生き物の保全

⇒水辺の生き物の保全のため、環境に配慮した護岸の整備を推進する多自然川づくりや生息状況の確認及び生息地の保全などに取り組んでまいりました。

その結果、水辺における生物の生息・生育環境についても改善が進んでおり、一部の水域では本市が最重要保護生物に指定するミナミメダカやホトケドジョウなども確認されるようになりました。

しかしながら、支川都川や村田川の魚類、都川上流や浜野川の底生生物など、部分的に目標を達成したものもありますが、総合的にみると目標は達成できていないものが多く、引き続き、生息環境の改善などに取り組む必要があります。

■ 調査結果一覧

水域区分	評価地点	魚類		底生生物		植物	
		①	②	①	②	①	②
		達成度(後期)	達成度(後期)	達成度(後期)	達成度(後期)	達成度(後期)	達成度(後期)
都川上流	都川上流(高根橋)	56%	0%	100%	75%	100%	
都川中流	都川中流(青柳橋)	0%	10%	50%	33%	90%	
都川下流・葭川下流	都川下流(都橋)	33%	0%	0%	0%	63%	0%
	葭川下流(日本橋)	100%	0%		0%		75%
支川都川	支川都川(新都川橋)	100%	0%	100%	67%	78%	
坂月川	坂月川(辺田前橋)	25%	0%	100%	0%	100%	100%
葭川上流	葭川上流(源町407番地地先)	100%	25%	100%	33%		60%
鹿島川上流	鹿島川上流(下大和田町1146番地)	67%	33%	25%	0%	100%	50%
鹿島川上流	鹿島川上流(平川橋)	33%	14%	50%	0%		50%
鹿島川下流	鹿島川下流(下泉橋)	50%	0%	38%	0%	100%	0%
花見川上流	花見川上流(花島橋)、勝田川	67%	0%	33%	0%	100%	
花見川下流	花見川下流(新幕張橋)	50%	0%	33%	0%	100%	
村田川	村田川(高本谷橋)	100%	20%	50%	25%	100%	0%
浜田川	浜田川(下八坂橋)	33%	100%	67%	100%	50%	
花園川【草野水路】	花園川【草野水路】(高洲橋)	50%	50%	100%	0%	67%	
浜野川	浜野川(浜野橋)	50%	0%	100%	33%		67%
生実川	生実川(平成橋)	67%	0%	50%	25%	83%	100%

水域区分	評価地点	魚類		底生生物	
		①、②の区分なし		①、②の区分なし	
		達成度(後期)	達成度(後期)	達成度(後期)	達成度(後期)
千葉港	千葉港(千葉コンビナート湾内)	R4実施		R4実施	
いなげの浜～幕張の浜	いなげの浜～幕張の浜(幕張の浜地先)	R4実施		R4実施	

※魚類、底生生物、植物欄の①は「保全したい種」、②は「呼び戻したい種」を示す。

※調査は概ね5年で全ての地点について実施するため、達成度は後期分(2017～2021)を示す。

基本方針 2 親しみのもてる水辺の創出

⇒人と水とのふれあいの場の創出として、坂月川における身近な水辺環境事業の推進などに取り組んでまいりました。

その結果、河川ごとの水深や護岸構造、海域ごとの水際（なぎさ）などの物理環境に関する目標は全て達成しています。

■ 調査結果一覧

水域区分	評価地点	流速 (cm/s)	水深 (cm)	河床材料	河道	護岸構造
都川上流	都川上流(高根橋)	○	○	中～細礫 一部中砂	瀬と淵等、変化に富んでいる。 落差工による魚類等の生息環境の分断がない。	環境に配慮した護岸
都川中流	都川中流(青柳橋)	○	○	中～細礫 中～細砂	瀬と淵等、変化に富んでいる。	現状の自然護岸を活かす
都川下流・霞川下流	都川下流(都橋)			細礫 中～細砂	現在の形状を活かす。	治水・美観の向上等に配慮した護岸
	霞川下流(日本橋)					
支川都川	支川都川(新都川橋)	○	○	中～細礫 中～細砂	瀬と淵等、変化に富んでいる。	環境に配慮した護岸
坂月川	坂月川(辺田前橋)	○	○	中～細礫 中～細砂	瀬と淵等、変化に富んでいる。	現状の自然護岸を活かす
霞川上流	霞川上流(源町407番地先)	○	○	中～細礫 中～細砂	現在の形状を活かす。	治水・美観の向上等に配慮した護岸
鹿島川上流	鹿島川上流(下大和田町1146番地)	○	○	中～細礫 一部中砂	瀬と淵等、変化に富んでいる。 落差工による魚類等の生息環境の分断がない。	環境に配慮した護岸
	鹿島川上流(平川橋)	○	○			
鹿島川下流	鹿島川下流(下泉橋)	○	○	中～細礫 中～細砂	瀬と淵等、変化に富んでいる。 落差工による魚類等の生息環境の分断がない。	環境に配慮した護岸
花見川上流	花見川上流(花鳥橋)、勝田川	○	○	中～細礫 中～細砂	現在の形状を活かす。	環境に配慮した護岸
花見川下流	花見川下流(新幕張橋)			細礫 中～細砂	中州(干潟)を保全する。	魚釣りのできる足場の確保 治水・美観の向上等に配慮した護岸
村田川	村田川(高本谷橋)	○	○	中～細礫 中～細砂	瀬と淵等、変化に富んでいる。 落差工による魚類等の生息環境の分断がない。	環境に配慮した護岸
浜田川	浜田川(下八坂橋)			細礫 中～細砂	現在の形状を活かす。	治水・美観の向上等に配慮した護岸
花園川【草野水路】	花園川【草野水路】(高洲橋)			細礫 中～細砂	現在の形状を活かす。	治水・美観の向上等に配慮した護岸
浜野川	浜野川(浜野橋)			細礫 中～細砂	現在の形状を活かす。	治水・美観の向上等に配慮した護岸
生実川	生実川(平成橋)			中～細礫 中～細砂	瀬と淵等、変化に富んでいる。 落差工による魚類等の生息環境の分断がない。	環境に配慮した護岸

基本方針 3 ゆたかな流れ（水量）の確保

⇒河川における水量は、水質の保持や動植物の生息・生育等の、正常な機能を維持しているかを示す指標の一つとして用いられ、森林・谷津田等の保全・再生及び雨水浸透施設整備の推進等により、水量の確保に取り組んでまいりました。

湧水保全の取組み事例としては、谷津田などの水源かん養域の保全再生、雨水浸透事業の推進によるかん養機能*の確保や工業用水法等に基づく地下水採取の規制指導等による地下水の適正な利用などにより保全を推進しています。

また、湧水地保全の取組み事例としては、土地所有者と市の二者で保全協定を締結するとともに、ボランティア団体を含めた三者で活動協定を締結するなどして谷津田の保全を推進しているほか、大草谷津田いきものの里においては田んぼづくりが進められるなど、各地でボランティアによる湧水地の保全の活動がおこなわれています。

その結果、2018 年頃まで低い値で推移してきましたが、2021 年度は評価地点である 9 地点のうち、6 地点で目標を達成しました。

今後も水量の維持のための施策（谷津田や樹林地の保全による地下水かん養や湧水の保全など）に取り組む必要があります。

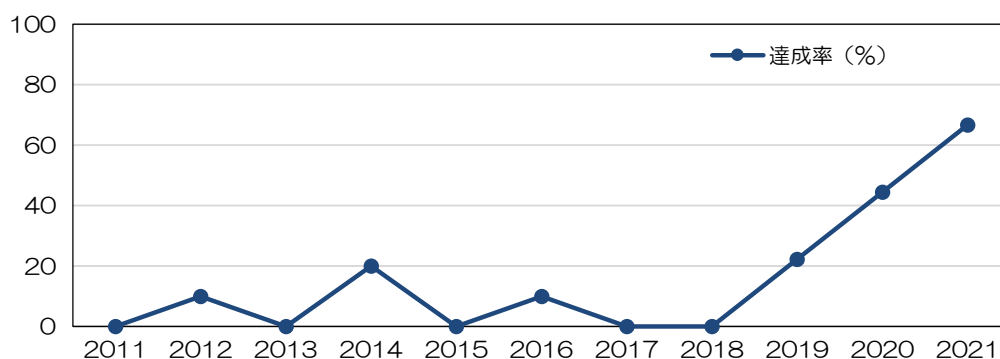


図 3-22 水量の環境目標値達成状況（14 地点）

基本方針 4 きれいな水（水質）の保全

⇒水質改善のために公共下水道・農業集落排水処理施設の整備等の生活排水対策や水質浄化施設の設置による水質浄化対策に取り組んでまいりました。

その結果、河川の有機物の量（BOD）については全 17 地点で目標を達成しましたが、海域（COD）については、2011 年から 2020 年までは 0%もしくは 50%で推移していましたが、2021 年には 100%を達成しています。また、海域における全窒素、全りん、全亜鉛については、2 地点中 1 地点で全窒素及び全りんが目標を未達成であり、海域については、引き続き取組みが必要となります。

また、有機物による水質汚濁の指標である溶存酸素量*については、河川、海域を合わせた 19 地点全てで目標値を達成しています。

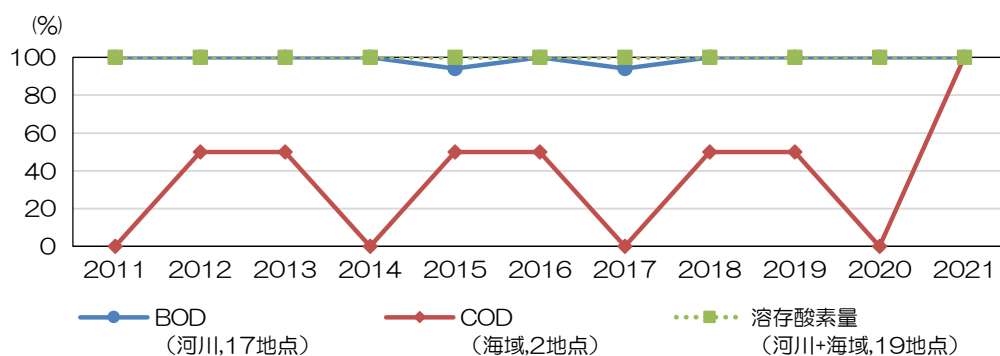


図 3-23 河川・海域の COD, BOD の環境目標値達成状況（計 19 地点）

海域 2 地点（千葉港、幕張の浜地先）における全窒素*、全リン*、全亜鉛*について、全窒素と全リンは環境目標値達成率が 0%または 50%で推移しています。全亜鉛については環境目標値を 2 地点共に達成しています。

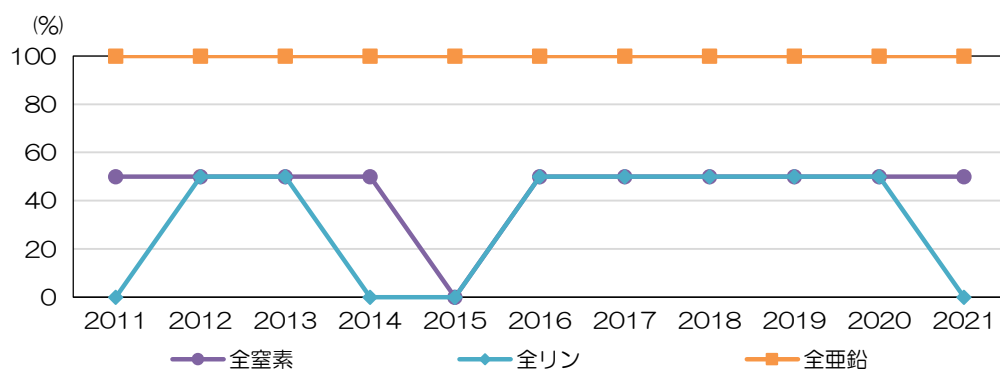


図 3-24 海域の全窒素、全リン、全亜鉛の環境目標値達成状況（2 地点）

4. アンケート・ワークショップ

新たな計画の策定にあたり、水環境・水循環や生物多様性について、課題・問題点、こうなってほしい夢、夢を達成するための対策・ご意見などをアンケートやワークショップで伺いました。

(1) アンケート調査

本市の水環境や生物多様性に対する取組みへのご意見や課題などを広く市民の皆様に伺うために、令和3年度にアンケート調査（全10問程度）を行いました。調査概要は次のとおりです。

表 3-5 アンケート調査概要

主体	実施時期	回答数
市民	①2021年10月1日～10日 ②2022年1月25日～30日	426名
小中学生	2022年1月24日～2月18日	1,753名（うち、小学生397名、中学生1,356名）
事業者	2022年1月20日～2月16日	55社
ボランティア団体等	2022年1月24日～2月13日	14団体
回答者数（延べ）		2,179名、69団体

(2) ワークショップ

これまでの本市の取組事例の紹介や生物多様性に関する勉強会を開催するとともに、本市の水環境や生物多様性に対する取組みへのご意見や課題を抽出するため、ワークショップを開催しました。

(ア) セミナー（勉強会）・意見交換会

日時：2021年11月21日（日）午後2時～3時

場所：新宿公民館（中央区）

開催方式：対面、オンラインの併用（Webex）

内容：①講演：「千葉市水環境保全計画・生物多様性ちば市戦略（仮称）」をいかにつくるか！（放送大学客員教授 中村俊彦氏）

②取組紹介：千葉市の取組みについて

意見交換会：市の水環境や生物多様性に関する課題、対策など

(イ) ワークショップ

日程：2021年12月4日～2021年1月8日

場所：公民館や保健福祉センターなど

開催方式：対面、オンラインの併用（Webex）

内容：市の水環境や生物多様性に関する課題、対策など

(3) 市民説明会

本計画の中間報告を行うため、参加者を公募し、市民説明会を開催しました。

日時：2022年11月7日（月）午後6時30分～8時

場所：中央コミュニティセンター（中央区）

開催方式：対面

内容：計画の策定状況の紹介、質疑応答など

(4) アンケートやワークショップ等の結果

アンケート結果等の概要ですが、「市内の水環境について、どう思いますか」という質問に対し、ボランティアの皆様を除く約半数の方が「わからない」との回答であったこと並びに、生物多様性の認知度に関する質問に対しても、ボランティアの皆様を除き半数以上の方が「知らない」、「十分には分からない」という回答であり、水環境、生物多様性ともに市民の皆様等に十分には浸透していないことがうかがわれ、策定段階からの計画の周知、さらには連携した取組みの重要性を再認識しました。

また、自由記述の部分では、「生き物」をはじめ「水」、「川」、「環境」をキーワードに多様な意見が寄せられており、「生物多様性が豊かな未来にするためには、川や海などの水環境の保全が必要」といった水環境と生物多様性双方の視点からの取組みを求めるご意見もございました。



図 3-25 セミナーの様子



ワークショップの様子

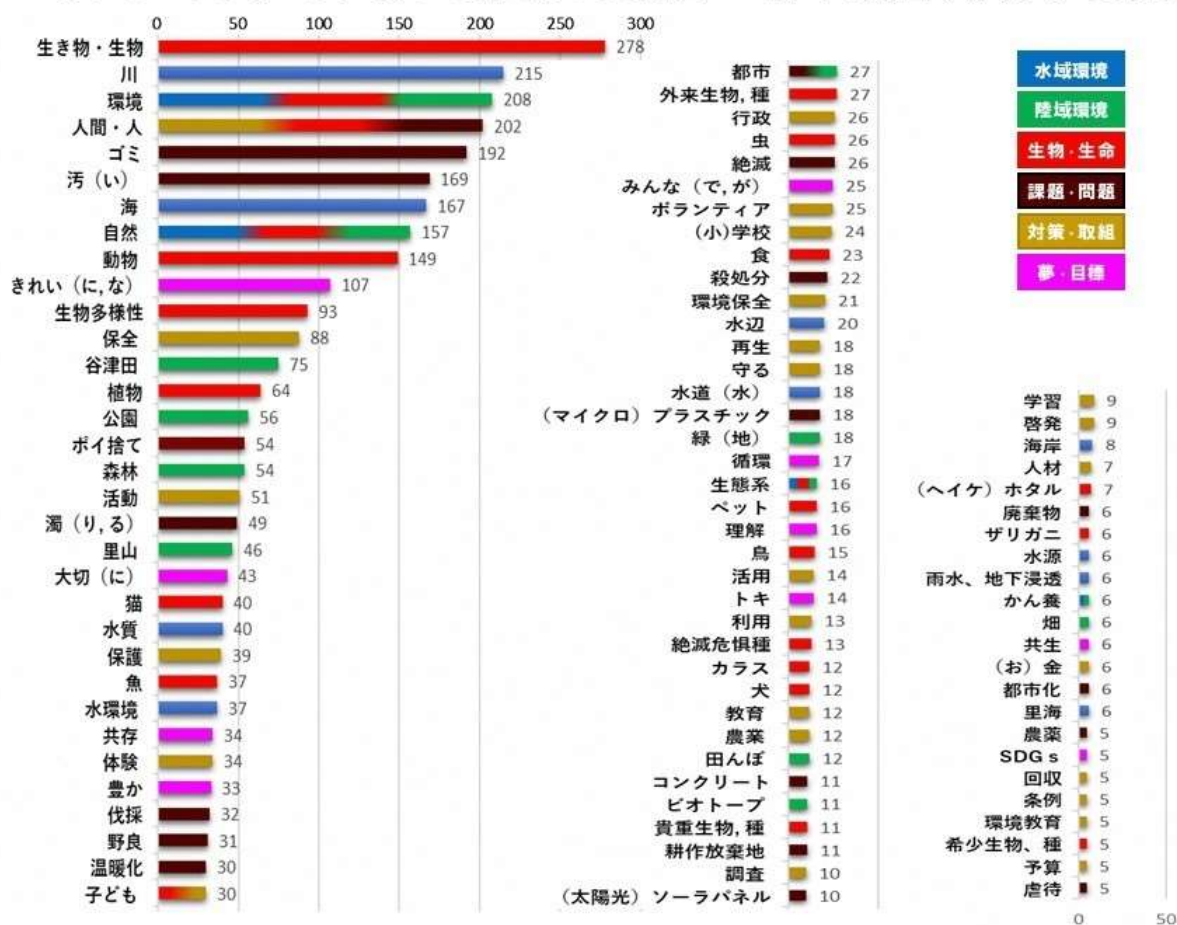
(5) 市民アンケート・ワークショップで得られたキーワード

本計画の策定にあたり、市民アンケート・ワークショップによって、市民の皆さまから、2,732 件のご意見を頂きました。頂いたご意見のうち、頻出の言葉を以下に記載しています。

また、皆様のご意見のうち、多かったキーワードとして、「生き物・生物」、「川」、「環境」、「人間・人」、「ゴミ」の5つがあげられました。



アンケートやワークショップで寄せられた意見2732件での頻出(5件以上)の言葉



第4章 施策の展開

前計画の課題、近年の社会情勢、アンケート調査やワークショップ等で得られたご意見、新たな千葉市基本計画において、めざすべき 10 年後の千葉市の指針である「みんなが輝く 都市と自然が織りなす・ちばし」及び新たな千葉市環境基本計画において、望ましい環境都市の姿として設定した「自然や資源を大切に、みんなでつくる持続可能なまち、ちばし」を踏まえ、基本理念を設定しました。また、基本理念を実現するための大きな柱として、3 つの取組みの柱、各柱を支える方向性として、13 の施策の方向性を定め、この方向性に則って、計〇〇〇の取組みを進めます。

【前計画の評価】

- ・水辺の生き物の保全については、総合的にみると目標は達成できていないものが多く、引き続き、生息環境の改善などに取り組む必要がある。
- ・水量については、2020 年度は評価地点である 9 地点のうち、4 地点で目標を達成したが、経年的に見ると、達成状況は芳しくないため、今後も水量維持の施策に取り組む必要がある。
- ・水質については、海域（COD）の 2 地点で目標を未達成であった。また、海域における全窒素、全りん、全亜鉛については、2 地点中 1 地点で全窒素及び全りんが目標を未達成であり、引き続き取り組みが必要である。

【社会情勢】

- ・生物多様性国家戦略
- ・ポスト愛知目標
- ・生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）
- ・ネイチャーポジティブ、30by30、OECM（保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）

【市民からの意見】

※調整中

【千葉市基本計画／千葉市環境基本計画】

- 「みんなが輝く 都市と自然が織りなす・ちばし」
- 「自然や資源を大切に、みんなでつくる持続可能なまち、ちばし」



基本理念

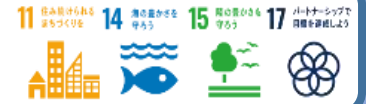
取組みの柱

施策の方向性・貢献する SDGs

水の環はぐくむ にぎわい輝く生命のつながりを 子どもたちの未来へ

水環境の 保全活用

(1) 水環境の理解の促進



(2) 豊かな水辺（河川・海岸 湧水地など）の保全・創出



(3) きれいな水（水質） の保全



(4) 資源の持続可能な利用



(5) 地域の水辺とふれあう機会の創出



生物多様性 の保全再生

(1) 生物多様性・生態系の 理解の促進



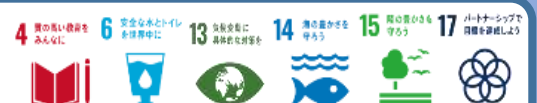
(2) 豊かな緑（水源林・谷津田など） の保全創出



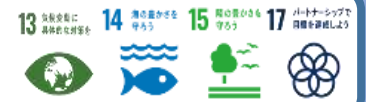
(3) 貴重な動植物の保護及び外来生物対策



(4) 生物多様性がもたらす 資源の持続可能な利用



(5) 地域の自然とふれあう機会の創出



計画の推進 体制の整備

(1) 人材の確保、育成



(2) ボランティア等の 活動支援



(3) 市と市民等による モニタリング体制の整備



1. 基本理念

前計画の基本理念「生命をはぐくむ水の環を未来へ」を基にして、本計画の新たな基本理念を「水の環はぐくむ にぎわい輝く 生命のつながりを 子どもたちの未来へ」として定めます。

この基本理念を実現するために、「水環境の保全活用」、「生物多様性の保全再生」、「計画の推進体制の整備」を3つの取組みの柱として計画を推進していきます。

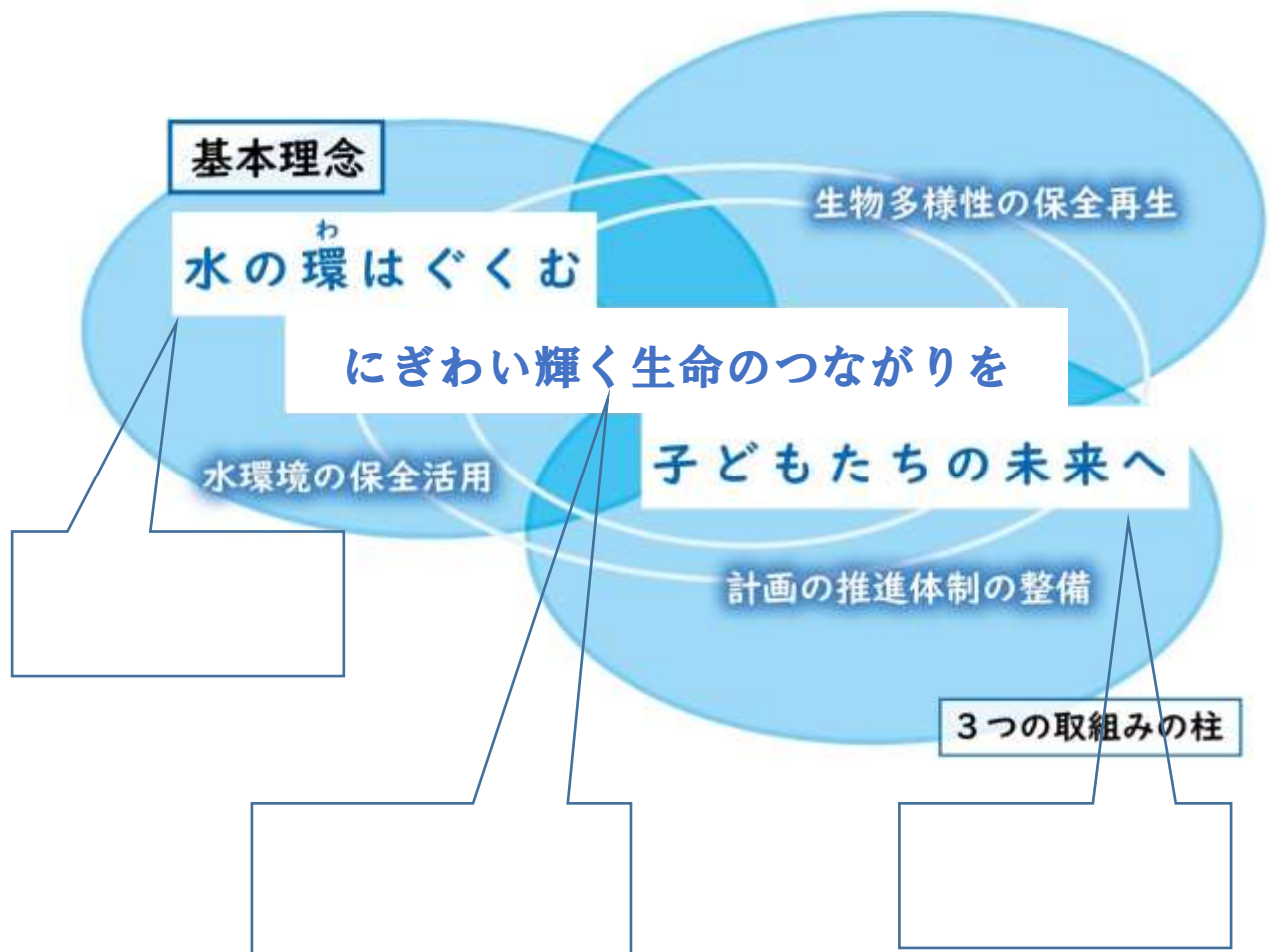


図 4-1 計画の基本理念・3つの取組みの柱

2. 取組みの柱・施策の方向性

取組みの柱 1. 水環境の保全活用

本市は、低地や台地から構成される平坦な地形が広い範囲を占めますが、花見川や都川、鹿島川などの河川が市域を流れるほか、延長 42 kmの海岸線に接する水環境に恵まれた都市です。

こうした豊かな水環境を次世代へつないでいくためには、水辺環境や水質を良好に保っていくことや、水環境や水循環に対する市民の理解を促進していく必要があります。

このため、多自然川づくり*などによる豊かな水辺の保全、水質の監視などの他、市民への啓発などに取り組んでいきます。



取組みの柱 2. 生物多様性の保全再生

本市は、千葉県で最も人口を有する都市でありながらも、若葉区や緑区を中心に、まとまった自然環境が残されています。中でも、若葉区にある大草谷津田いきものの里などの谷津田には豊かな生態系がみられ、本市を代表する自然環境となっています。

こうした自然の中の生物多様性は、森林伐採などによる開発、管理の担い手不足による荒廃、外来生物などによる被害などによって失われやすく、一度、失われてしまうと、もとの状態に戻すのは容易ではありません。

このため、今ある自然環境を保全する取組みや、新たな緑を創出する取組み、市民の生物多様性の理解促進に資する取組みなどを進めていきます。



取組みの柱 3. 計画の推進体制の整備

水環境や生物多様性を保全していくための取組みを着実に推進するためには、市民、事業者、ボランティア、行政等のすべての主体の一人一人が現状を理解し、意識を変えていくとともに、行動に移していくことが必要不可欠です。

このため、市民への環境学習を充実させていくほか、市民やボランティア等との連携や活動支援などを行っていきます。



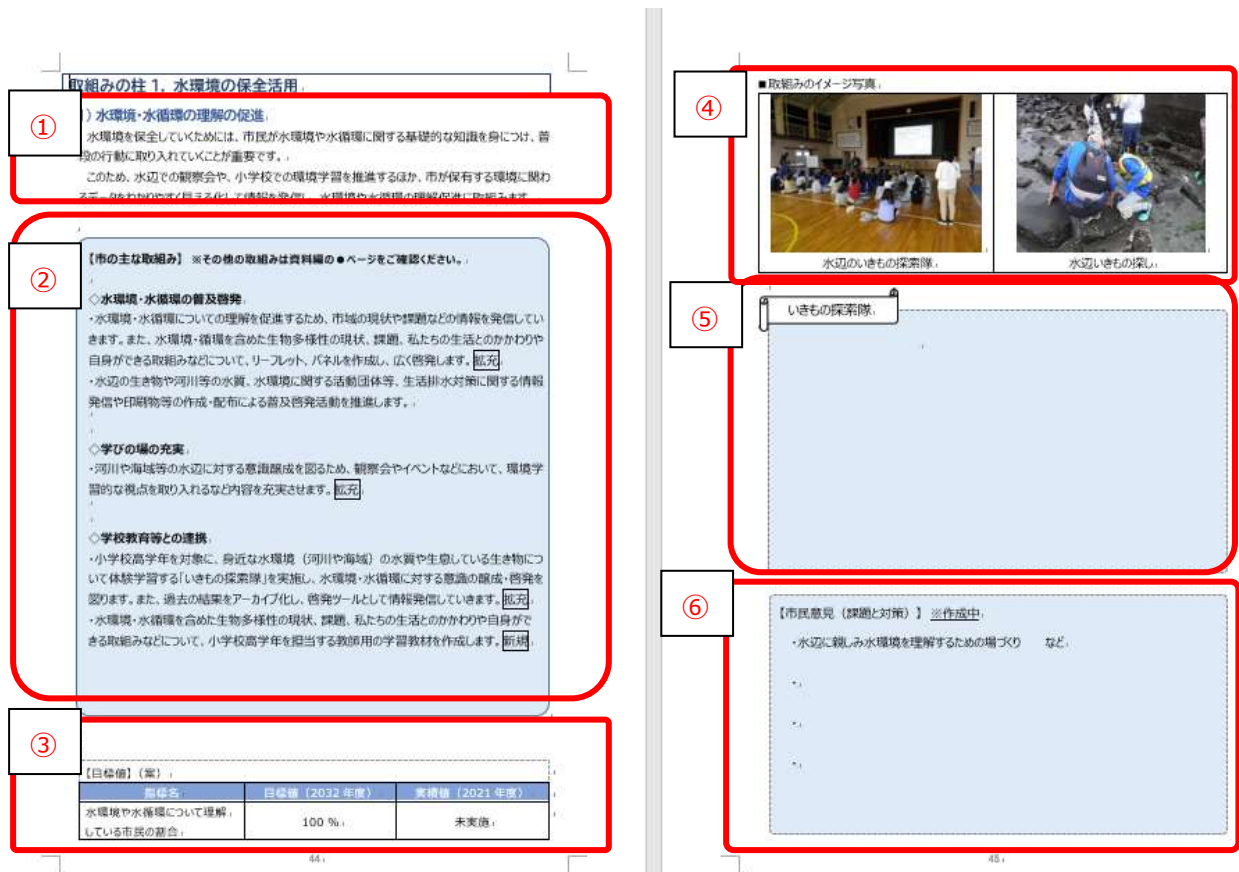
3. 取組みの柱・施策の方向性ごとの指標

各取組みの柱の達成状況を把握する指標として、以下の項目を数値目標に設定します。

取組みの柱	施策の方向性	指標名	目標 (2032 年度)	実績 (2021 年度)	把握方法
水環境の保全活用に関する取組みと課題	水環境・水循環の理解の促進	水環境や水循環について理解している市民の割合	100%	未実施	市民へのWEB アンケート
	豊かな水辺(河川、海岸、湧水地など)の保全・創出	多自然護岸整備河川等の延長※	17,449m (2029 年度)	13,644m (2019 年度)	
	きれいな水(水質)の保全	水質環境目標値の達成度	100%	67%	
	水資源の持続可能な利用	年間地盤沈下量2cm未満の地点割合	100%	100%	
	地域の水辺とふれあう機会の創出	自然観察会等の参加者数・開催数※	2,450 人、 140 回	92 人、5 回	自然観察会の開催数・人数
生物多様性の保全再生に関する取組みと課題	生物多様性・生態系の理解の促進	生物多様性について理解している市民の割合	100%	未実施	市民へのWEB アンケート
	豊かな緑(水源林、谷津田など)の保全・創出	緑被率	48.6%	48.6%	
	貴重な動植物の保護及び外来生物対策	確認された生き物の種の数	増加	●種(5年間の累計)	
	生物多様性がもたらす資源の持続可能な利用	特定外来生物の防除数※	2,350	176	特定外来生物の防除数
	地域の自然とふれあう機会の創出	家庭系食品ロス量(1人1日あたり)	9.5 g	12.7g (2020 年度)	
計画の推進体制に関する取組みと課題	人材の確保・育成	ボランティア育成講座の受講者数・開催数※	1,200 人、 60 回	17 人、1 回	ボランティア育成講座(年6回、定員約20名)
	ボランティア等の活動支援	環境保全自主活動補助金の団体数※	30 団体	1 団体	環境保全自主活動補助金を支給した団体数
	市と市民等によるモニタリング体制の整備	市民参加型調査報告数※	8,750 件	463 件	ちばレポによる市民参加型生き物調査の年間報告数

※計画期間中の累計値

- 45ページ以降では、施策の方向性ごとに以下のような形で取組みを説明していきます。



① 取組みの必要性と概要

取組みの必要性および取組みの概要を記載しています。

② 目標値

各施策の取組み状況を客観的に評価し、また、計画の達成度を市民の皆様に分かりやすく伝えるため、施策の方向性ごとに設定した目標値を記載しています。

目標値の設定にあたっては、上位計画や他都市の計画も参考にしつつ、委員会での検討も踏まえて値を定めています。

③ 市の主な取組み

市の取組みのうち、代表的なものをいくつか取り上げ、その詳細を紹介しています。

ここでは、本計画策定時に既に実施している、または実施の予定がある取組みのみを記載していますが、市民の皆様から頂いたご意見を参考に、様々な取組みを検討します。

④ 取組みのイメージ写真

取組みの実施風景や成果物の写真を掲載しています。

⑤ コラム

施策の方向性に関連した市の取組みや、社会動向、基礎的な知識等をコラム形式で紹介します。

⑥ 市民意見（課題・対策・夢）

アンケートやワークショップ等で頂いた市民の皆様からの意見（課題・対策・夢）を記載しています。

取組みの柱 1. 水環境の保全活用

(1) 水環境・水循環の理解の促進

水環境を保全していくためには、市民が水環境や水循環に関する知識を身につけ、普段の行動に取り入れていくことが重要です。

このため、水辺での観察会や、小学校での環境学習を推進するほか、市が保有する環境に関わるデータをわかりやすく見える化して情報を発信し、水環境や水循環の理解促進に取り組めます。

【市の主な取組み】 ※その他の取組みは資料編の●ページをご確認ください。

◇水環境・水循環の普及啓発

- ・水環境・水循環についての理解を促進するため、市域の現状や課題などの情報を発信していきます。また、水環境・循環を含めた生物多様性の現状、課題、私たちの生活とのかかわりや自身ができる取組みなどについて、リーフレット、パネルを作成し、広く啓発します。
- ・水辺の生き物や河川等の水質、水環境に関する活動団体等、生活排水対策に関する情報発信や印刷物等の作成・配布による普及啓発活動を推進します。

◇学びの場の充実

- ・河川や海域等の水辺に対する意識醸成を図るため、観察会やイベントなどにおいて、さらなる環境学習的な視点を取り入れるなど内容を充実させます。

◇学校教育等との連携

- ・小学校高学年を対象に、身近な水環境（河川や海域）の水質や生息している生き物について体験学習する「いきもの探索隊」を実施し、水環境・水循環に対する意識の醸成・啓発を図ります。また、過去の結果をアーカイブ化し、啓発ツールとして情報発信していきます。
- ・水環境・水循環を含めた生物多様性の現状、課題、私たちの生活とのかかわりや自身ができる取組みなどについて、小学校高学年向けの学習教材を作成します。

【目標値】（案）

指標名	目標値（2032 年度）	実績値（2021 年度）
水環境や水循環について理解している市民の割合	100 %	未実施

■ 取組みのイメージ写真



水辺のいきもの探索隊



水辺いきもの探し

いきもの探索隊

【市民意見（課題・対策・夢）】 ※作成中

・水辺に親しみ水環境を理解するための場づくり など

- ・
- ・
- ・

(2) 豊かな水辺(河川、海岸、湧水地など)の保全・創出

河川、海岸、湧水池などの水辺は、そこに生息する生き物にとって、欠かせない存在です。また、市民の貴重な憩いの場でもあり、良好な水辺環境を保全していく必要があります。

このため、多自然川づくりなど生き物が生息できる場を創出するほか、湧水地やビオトープなど今ある豊かな水辺を保全する取組みや、草刈・清掃などの維持管理に取り組めます。

【市の主な取組み】 ※その他の取組みは資料編の●ページをご確認ください。

◇多自然川づくりの推進

・環境に配慮した護岸の整備、河道の連続性の確保に努めるなど、多様な生物が棲める川づくりを推進するとともに、地域との合意形成を図ります。

◇水辺の保全

・坂月川ビオトープにおいて、ボランティア団体による草刈や水域管理等の維持管理、自然観察・普及啓発活動等を行うと共に、ビオトープを再整備し、市民による利用を促進します。また、市内に存する湧水の水量・水質等調査し、存続状況の確認を行います。

・人工海浜の良好な保全のため、いなげの浜の地形調査を行い、堤防の機能能力や養浜砂の移動状況の把握等を行います。

◇水辺とのふれあい

・河川において、管理用通路を利用した散策道や水辺に降りられる階段など、水に親しむことのできる施設を整備します。

・多自然型修景施設として整備した「こてはし台調整池」の草刈・清掃等維持管理を地元と行政の協働で行います。

・加曽利貝塚の史跡整備に当たり、縄文時代の景観の再現及び湧水地等における水環境の保全・再生を図るため、史跡周辺の自然を含めた一体的な環境の保存に取り組みます。

◇良好な景観維持

・水辺サポーターなどの地域住民による清掃活動や水質状況および水辺に生息・生育する生き物の観察会等の啓発を通して水辺の美化を推進します。

・排水路施設の草刈や清掃等、維持管理を行い、水辺の景観を良好に保ちます。

【目標値】(案)

指標名	目標値(2029年度)	実績値(2019年度)
多自然護岸整備河川等の延長 (累計)	17,449 m	13,644 m

■取組みのイメージ写真



坂月川ビオトープ



自噴井「太郎」

坂月川ビオトープ

坂月川上流（若葉区小倉町）と小倉市民の森の狭間に「坂月川ビオトープ」があります。

坂月川ビオトープは、自然にできる限り配慮しながら、池や水路、散策路の木道等を設置し、水辺の生き物とふれあうことができる空間となっています。

2005年4月に発足以来、環境学習や市民の憩いの場として活用され、ビオトープの機能が地域に定着してきています。

日々の維持管理は、ボランティア団体に行っていただいています。また、トンボやホタル、ニホンアカガエルなどのモニタリング調査や田んぼで取れた稲の収穫祭など季節に合わせたイベントを開催しています。



坂月川ビオトープの風景

【市民意見（課題・対策・夢）】 ※作成中

・河川・海岸の水辺の自然再生 など

・

・

・

(3) きれいな水(水質)の保全

河川、海岸など水辺の水質を保全するためには、日常生活や事業活動から排出される汚濁負荷を軽減する必要があります。

また、地下水は、一度汚染されると回復が困難なことから、未然に汚染を防ぐことが重要です。

このため、公共下水道の整備や合併処理浄化槽への転換を推進するほか、事業者への指導などに取組みます。

また、水質汚染の未然防止対策として、有害物質の使用、貯蔵等を行う施設の設置者への指導などに取組みます。

あわせて、河川や海域等における水質汚濁の状況把握のため、調査・監視を継続して行います。

【市の主な取組み】 ※その他の取組みは資料編の●ページをご確認ください。

◇汚濁負荷の抑制

- ・水質汚濁防止法に基づき、千葉県が策定する水質測定計画を基本とする、市内公共用水域の水質測定を実施します。
- ・公共下水道事業に係る管渠の新設及び再構築工事を実施します。
- ・合併処理浄化槽の設置促進を行い、単独処理浄化槽及び汲み取り便槽からの転換を図ります。

◇河川の浄化

- ・景観向上や河川浄化のため、河川の随時浚渫や清掃を実施します。
- ・水辺サポーターなどの地域住民による清掃活動や水質状況および水辺に生息・生育する生き物の観察会等の啓発を通して水辺の美化を推進します。

◇海域の浄化

- ・海域に流入する河川の底泥（ヘドロ）を浚渫することにより、水質浄化を図ります。
- ・東京湾流域別下水道整備総合計画に基づき、浄化処理場からの処理水に含まれる窒素・リンの除去が図れる浄化センターの高度処理施設の増設等を進めます。
- ・東京湾の水質環境基準の達成・維持のため、東京湾総量削減計画に基づき、総量規制基準遵守の周知・対応指導を行うとともに、総量規制基準遵守状況の確認をします。

◇地下水の保全

- ・水質汚濁防止法等に基づき、地下水質調査を実施し、地下水の水質監視を行います。
- また、対象有害物質等を使用する事業者に対し、指導を行います。

【目標値】(案)

指標名	目標値（2032 年度）	実績値（2021 年度）
水質環境目標値の達成度 ※項目や目標値の詳細は後述	100 %	67 %

■ 取組みのイメージ写真



水辺サポーター



川の日ゴミ拾い

水域別の水質・水量の目標

流域	評価地点	BOD※1 (mg/L以下)	DO※3 (mg/L以上)	大腸菌数 (CFU/100mL以下)	全垂鉛 (mg/L以下)	ノニフェノール (mg/L以下)	LAS※4 (mg/L以下)
都川	上流(①高根橋)	3	7.5	※5	0.03	0.002	0.05
	中流(②青柳橋)	3	7.5	※5	0.03	0.002	0.05
	下流(③都橋)	5	5		0.03	0.002	0.05
	霞川下流(④日本橋)						
	支川都川(⑤新都川橋)	3	5	※5	0.03	0.002	0.05
	坂月川(⑥辺田前橋)	5	5	※5	0.03	0.002	0.05
	霞川上流(⑦源町407番地先)	5	5		0.03	0.002	0.05
鹿島川	上流(⑧下大和田町1146番地先)	2	7.5	※5	0.03	0.002	0.05
	上流(⑨平川橋)			※5			
	下流(⑩下泉橋)	2	7.5	300	0.03	0.002	0.05
花見川	上流(⑪花島橋)	5	5	※5	0.03	0.002	0.05
	下流(⑫新花見川橋)	5	5		0.03	0.002	0.05
村田川	⑬高本谷橋	2	7.5	※5	0.03	0.002	0.05
浜田川	⑭下八坂橋	5	5		0.03	0.002	0.05
花園川(草野水路)	⑮高洲橋	3	5		0.03	0.002	0.05
浜野川	⑯浜野橋	3	5		0.03	0.002	0.05
生実川	⑰平成橋	3	5	※5	0.03	0.002	0.05

【市民意見（課題・対策・夢）】 ※作成中

・水質改善のためのごみ拾い、ごみ回収 など

・

・

・

(4) 水資源の持続可能な利用

私たちが普段、使用している水道水は、一部、市内の地下水を利用していますが、大部分は、鹿島川を水源の一つとする印旛沼を経由し、市外の利根川から供給されています。また、農業や災害時に地下水を水源として利用されることから、限りある資源としての水を持続的に利用していく必要があります。

このため、地下水採取の規制による地盤沈下防止、水源かん養機能を持つ森林、緑地、都市公園、農地、谷津田の保全、透水性舗装や雨水浸透施設の設置などに取組みます。

【市の主な取組み】 ※その他の取組みは資料編の●ページをご確認ください。

◇地下水の適正な利用

- ・市内に水準点を設置し、定期的に水準点の高さを測量し、地盤沈下状況を把握します。
- ・市内に設置した観測井の地下水位等を継続的に観測し、その変動量を把握します。
- ・建築物用地下水の採取の規制に関する法律、工業用水法、千葉県環境保全条例に基づき、地盤沈下を防止するために、地下水採取の規制を行います。

◇かん養機能の確保

- ・都市における涵養機能の保持のため、身近な公園や大規模公園等の新たな整備及び改良を行います。
- ・雨水浸透ます・トレンチ等の設置、雨水貯留管等の整備等、雨水流出の抑制を図ります。
- ・街路の新設・修繕において、透水性舗装の整備を積極的に行います。

◇水源かん養域の保全・再生

- ・谷津田の協定区域の拡大を図るとともに、谷津田における田畑、用水路の利用を推進し、谷津田周辺の斜面林及び湧水・湿地の保全を図ります。
- ・市民の身近な自然である里山を保全するため「里山地区」を指定し、森林所有者や森林ボランティア等市民団体と協力して、市民参加による森林整備を推進します。
- ・千葉県農業基本計画に基づき、水源涵養機能をもつ農地の保全を図ります。
- ・都市緑地法に基づき、市街地及び周辺の樹林地、草地、水辺等が一体となった自然環境を「特別緑地保全地区」に指定し、行為規制を行うことで、環境を保全します。

【目標値】（案）

指標名	目標値（2032 年度）	実績値（2021 年度）
年間地盤沈下量 2 cm 未満の 地点割合	100 %	100 %

■ 取組みのイメージ写真



水準測量



防災井戸

水準測量

【市民意見（課題・対策・夢）】 ※作成中

・水の無駄遣いを無くし水の節約の呼びかけ など

・

・

・

(5) 地域の水辺とふれあう機会の創出

水環境の保全を進めていくためには、市民が水環境・水循環の現状を知り、体験できる機会を増やす必要があります。

このため、水辺に触れ合う観察会や環境学習の機会を提供するほか、市民の憩いの場としての水辺の利用を促進していきます。

【市の主な取組み】 ※その他の取組みは資料編の●ページをご確認ください。

◇水辺にふれあう機会の提供

・河川等の水辺における自然観察会・調査など環境学習活動を充実させ、水辺に対する意識の醸成を図ります。

◇親しみある川辺の充実

・都川多目的遊水地の整備を行い、親しみのもてる水辺空間の創出を図ります。

◇親しみある海辺の充実

・稲毛海浜公園において、海辺のアメニティ環境の充実と賑わい創出に資するよう、老朽化した施設のリニューアルを引き続き推進します。

【目標値】（案）

指標名	目標値（2032 年度）	実績値（2021 年度）
自然観察会等の参加者数・ 開催数（計画期間中の累計）	2,450 人 140 回	92 人 5 回

■ 取組みのイメージ写真



ふれあい自然観察会（水辺）



花見川カヤック体験イベント（社会実験）

ふれあい自然観察会

【市民意見（課題・対策・夢）】 ※作成中

・水や生き物とふれ、体験できる水辺づくり など

・

・

・

■施策一覧（作成中）

取組みの柱 1. 水環境の保全活用

施策の方向性(1) 水環境・水循環の理解の促進				
No.	事業名	事業内容	再掲	所管課
1	普及啓発活動の推進（リーフレット等）	水辺の生き物や河川等の水質、水環境に関する活動団体等や生活排水対策に関する情報の HP 掲載や印刷物等の作成・配布による普及啓発活動に努めます。		環境保全課
2	水環境・水循環の理解の促進	水環境・水循環についての理解を促進するため、地域の現状や課題などの情報を発信していきます。		環境保全課
3	緑と水辺における環境教育の積極的な展開	地域の環境を知り、見て、触れ、考え、自ら学ぶことが重要となるため、緑と水辺の様々なフィールドを積極的に環境教育の場として活用することを推進します。また、これまでに環境教育を実施したことのあるエリアでは、既存の資料をまとめた環境教育プログラムの作成についても検討します。		緑政課
4	いきもの探索隊	市立小学校 4 ～ 6 年生を対象に、身近な水環境（河川や海）の水質や生息している生き物について体験学習する「いきもの探索隊」を実施し、水環境や水循環に対する意識の醸成・啓発を図ります。 また、過去に行った結果をアーカイブ化し、啓発ツールとして情報発信していきます。		環境保全課
施策の方向性(2) 豊かな水辺（河川・海岸・湧水地など）の保全・創出				
No.	事業名	事業内容	再掲	所管課
5	人工海浜の地形調査	いなげの浜の地形調査を行い、堤防の機能能力や養浜砂の移動状況の把握等を行い、人工海浜の良好な保全に努めます。		中央・美浜公園緑地事務所
6	湧水地の保全	市内に存する湧水の水量・水質等調査し、存続状況の確認を行います。		環境保全課
7	ビオトープの保全	坂月川ビオトープにおいて、ボランティア団体による草刈や水域管理等の維持管理、自然観察・普及啓発		環境保全課

		活動等を行うと共に、ビオトープを再整備し、市民による利用を促進します。		
8	加曽利貝塚史跡整備事業	加曽利貝塚の史跡整備に当たり、縄文時代の景観の再現及び湧水地等における水環境の保全・再生を図るため、史跡周辺の自然を含めた一体的な環境の保存に取り組みます。		文化財課
9	ポイ捨て防止に関する取り組み	美しい街づくりを推進し、快適な都市環境を整備するため、ポイ捨て防止の周知啓発や取締り地区内での巡視活動を実施する。		廃棄物対策課
10	水環境施設維持管理事業（大池・杉山地区）	河川・ため池等の農業水利施設を活用して、親水水路、園路、東屋等を設置し、市民に憩いの場を提供すると共に、整備した施設の維持管理を行います。		農政課
11	河川の浚渫、ゴミの除去	生実川、坂月川について堆積土量により随時浚渫を行うほか、地域住民と協同し、河川清掃を実施します。		総合治水課
12	河川等環境の保全	生実川（二級河川及び準用河川）、坂月川、支川都川の4河川の草刈を実施し、良好な水辺景観を保ちます。		総合治水課
13	親水施設の整備（坂月川改修事業等）	河川において、管理用通路を利用した散策道や水辺に降りられる階段など、水に親しむことのできる施設を整備します。		総合治水課
14	多自然川づくりの推進	環境に配慮した護岸の整備、河道の連続性の確保に努めるなど、多様な生物が棲める川づくりを推進するとともに、地域との合意形成を図ります。		総合治水課
15	産業廃棄物の適正処理の指導	産業廃棄物の不適正処理を未然に防止するため、職員や委託による監視パトロールを実施するほか、不法投棄の多発する地点に監視カメラを設置します。		産業廃棄物指導課
16	既設公園の再整備による小生物の生息空間の保護	既設公園を再整備する際に、小生物が生息できる水辺空間を確保するなど、水辺の生き物に配慮した公園づくりを進めます。		公園管理課
17	多自然護岸の整備（農業農村整備事業）	農業排水路の改修、整備にあたっては、生物が生息・生育しやすい環境に配慮した護岸の整備を行います。		県・農業事務所

18	河川等環境の保全	都川、花見川、鹿島川、村田川、浜田川の河川景観を良好に保つため、堤防除草を実施します。		県・土木事務所
19	都川河口、都川、葭川の浚渫	都川河口、都川、葭川の底泥（ヘドロ）を浚渫することにより、河川浄化に努めます。		県・土木事務所
20	河川の浚渫、ゴミの除去	都川、花見川、鹿島川、村田川の随時浚渫を行うほか、清掃を実施し景観向上や河川浄化に努めます。		県・土木事務所
21	流入河川及び水路の浚渫	海域に流入する河川の底泥（ヘドロ）を浚渫することにより、水質浄化を図ります。		県・土木事務所
22	千葉港海岸環境の整備・管理（検見川の浜）	検見川の浜において、草刈・清掃等を実施し、親しみの持てる水辺の景観保全に取り組みます。		県・港湾課
23	千葉港港湾環境の整備・管理（千葉ポートパーク）	千葉ポートパークにおいて、草刈・清掃等を実施し、親しみの持てる水辺の景観保全に取り組みます。		県・港湾課
24	多自然川づくりの推進	治水面での安全性を確保しつつ、河川内の環境変化など河川本来の営みを利用しながら、多様な生物が棲める川づくりを進めます。		県・河川整備課
25	プレジャーボート等の不法係留対策	不法係留船の実態調査※、船舶所有者に対する指導を行い、プレジャーボート等の係留保管の適正化を進めます。		県・河川環境課
26	河川等環境の保全	排水路施設の草刈や清掃等、維持管理を行い、水辺の景観を良好に保ちます。		下水道維持課
27	こてはし台調整池の維持管理（水辺再生事業）	多自然型修景施設として整備した「こてはし台調整池」の草刈・清掃等維持管理を地元と行政の協働で行います。		下水道維持課
28	水路の浚渫、ゴミの除去	水路の底泥（ヘドロ）を浚渫することにより、水質の改善を図るとともに、水生生物が生息しやすい環境の創出を図ります。		下水道維持課

29	調整池の環境保全	調整池の草刈や清掃等、維持管理を行い、水辺の景観を良好に保ちます。		下水道維持課
30	水辺サポーターによる活動	水辺サポーターを核とした地域住民による清掃活動や水質状況および水辺に生息・生育する生き物の観察等の実施について啓発を通して水辺の美化に努めます。		環境保全課
31	多自然川づくりの推進	環境に配慮した護岸の整備に努めるなど、多様な生物が棲める川づくりを推進するとともに、地域との合意形成を図ります。		雨水対策課
施策の方向性(3) きれいな水（水質）の保全				
No.	事業名	事業内容	再掲	所管課
9	ポイ捨て防止に関する取組み	美しい街づくりを推進し、快適な都市環境を整備するため、ポイ捨て防止の周知啓発や取締り地区内での巡視活動を実施する。	再掲	廃棄物対策課
11	河川の浚渫、ゴミの除去	生実川、坂月川について堆積土量により随時浚渫を行うほか、地域住民と協同し、河川清掃を実施します。	再掲	総合治水課
19	都川河口、都川、葭川の浚渫	都川河口、都川、葭川の底泥（ヘドロ）を浚渫することにより、河川浄化に努めます。	再掲	県・土木事務所
20	河川の浚渫、ゴミの除去	都川、花見川、鹿島川、村田川の随時浚渫を行うほか、清掃を実施し景観向上や河川浄化に努めます。	再掲	県・土木事務所
21	流入河川及び水路の浚渫	海域に流入する河川の底泥（ヘドロ）を浚渫することにより、水質浄化を図ります。	再掲	県・土木事務所
28	水路の浚渫、ゴミの除去	水路の底泥（ヘドロ）を浚渫することにより、水質の改善を図るとともに、水生生物が生息しやすい環境の創出を図ります。	再掲	下水道維持課
30	水辺サポーターによる活動	水辺サポーターを核とした地域住民による清掃活動や水質状況および水辺に生息・生育する生き物の観察等の実施について啓発を通して水辺の美化に努めます。	再掲	環境保全課

32	畜産環境対策の推進	家畜排泄物の適正な管理・処理、堆肥の有効利用推進のため、関係機関との連携強化、農家への巡回・指導、排せつ物管理状況等の調査、堆肥の生産・利用促進に取り組みます。		県・農業事務所
33	汚染原因者への処理対策等の実施の指導	地下水の汚染を生じさせた事業者に対し、適正な指導を行い、汚染された地下水への対策を進めます。		環境規制課
34	公共用水域の水質測定	水質汚濁防止法に基づき、千葉県が策定する水質測定計画を基本とする、市内公共用水域の水質測定を実施します。		環境規制課
35	工場跡地等の土壌調査・汚染土壌対策の実施の指導	土壌汚染対策法及び千葉市土壌汚染対策指導要綱に基づき、工場跡地等の土地所有者及び事業者に対し、土壌調査の実施及び土壌汚染対策の実施について指導します。		環境規制課
36	ゴルフ場における農薬使用の削減指導	ゴルフ場周辺の公共用水域における水質汚濁を未然に防止するため、ゴルフ場から排出される水に含まれる農薬の使用量調査を実施します。		環境規制課
37	地下水質調査による汚染状況の把握	水質汚濁防止法等に基づき、地下水質調査を実施し、地下水の水質監視を行います。		環境規制課
38	井戸水の飲用に係る適正な指導・助言	飲用に適さない水を飲用していることが判明した場合は、健康被害発生防止の観点から利用者に対し、適切な指導・助言を実施します。		環境衛生課
39	流入河川及び水路の浚渫	海域に流入する水路の底泥（ヘドロ）を浚渫することにより、水質浄化を図ります。		下水道維持課
40	生活排水対策（公共下水道の整備）	公共下水道事業に係る管渠の新設及び再構築工事を実施します。		下水道整備課 下水道経営課
41	環境保全型農業の推進	土壌診断を実施し、農地において適切な施肥管理を行うことで、農地から排水される水質の適正化に努めます。		農業生産振興課

42	畜産環境対策の推進	家畜排泄物の適正な管理・処理のため、農家への巡回・指導、排せつ物管理状況等の調査、堆肥の生産、利用促進を行います。		農業生産振興課
43	生活排水対策（合併処理浄化槽設置助成事業の推進）	合併処理浄化槽の設置促進を行い、単独処理浄化槽及び汲み取り便槽からの転換を図ります。		収集業務課
44	埋立土砂の安全管理の指導	汚染土壌の埋立てを未然に防止することにより、地下水汚染及び水質汚濁の防止を図るため、事業者への土砂汚染状況分析実施等の指導、定期的な立入検査、パトロール等を実施します。		産業廃棄物指導課
45	生活排水対策（浄化施設の維持管理）	河川水質改善のため、都川中流に設置した浄化施設を、河川水質改善の効果を見極めながら継続的に稼働調整して行きます。		県・土木事務所
46	水質保全施策の推進（条例・協定等）	水質汚濁防止法及び関係法令等の適切な運用、環境の保全に関する協定締結工場に対する指導を行い、工場・事業場からの排水による汚濁負荷量の抑制に取り組みます。		県・水質保全課
47	東京湾総量削減計画の推進	東京湾沿岸の自治体と協力して、東京湾の水質環境基準の達成・維持のため、東京湾総量削減計画に基づき、富栄養化対策等、各種施策を推進します。		県・水質保全課
48	千葉港の浚渫・油濁対策事業	船舶から排水されるバラスト水、またはビルジ（船底にたまった油性混合物）による油濁を防止し、事故発生等の際には適切に処理します。		県・港湾課
49	流域下水道の整備及び事業の推進	複数の市町村の下水を効果的に一括処理するため、流域下水幹線管渠及び終末処理場の建設・管理を行います。		県・下水道課
50	下水の高度処理の推進	東京湾流域別下水道整備総合計画に基づき、浄化処理場からの処理水に含まれる窒素・りんの除去が図れる浄化センターの高度処理施設の増設等を進めます。		下水道経営課
51	下水道整備済み地区の下水道への接続の推進	下水道整備済み地区において、未接続者への接続指導を行い、下水道への接続を促進します。		下水道営業課

52	異常水質対応	白濁水など異常水質に関する住民からの通報等により、市内水質パトロールを行い、原因究明・対処することで、きれいな水の維持に努めます。		環境規制課
53	法令等に基づく有害物質等に係る地下浸透の禁止	水質汚濁防止法等に基づき、有害物質等による地下水の汚染を防止するため、対象有害物質等を使用する事業者に対し、指導を行います。		環境規制課
54	工場・事業場排水等の適正処理の指導	水質汚濁防止法等に基づき特定事業場の立入検査を実施し、規制基準の遵守状況を確認します。		環境規制課
55	周辺自治体との連携（東京湾岸自治体環境保全会議、九都県市首脳会議水質改善専門部会、東京湾再生推進会議）	東京湾環境一斉調査を中心とした調査研究、環境保全に関する各種イベントの開催を通して、東京湾流域の自治体住民の意識啓発を行い、東京湾の水質改善の一助とします。		環境規制課
56	東京湾総量削減計画の推進	東京湾の水質環境基準の達成・維持のため、東京湾総量削減計画に基づき、総量規制基準遵守の周知・対応指導を行うとともに、総量規制基準遵守状況の確認をします。		環境規制課
施策の方向性(4) 資源の持続可能な利用				
No.	事業名	事業内容	再掲	所管課
57	都市緑地の整備	環境保全、防災、都市景観形成などにおいて重要な役割を果たす都市緑地の整備を進めます。		公園建設課
58	都市公園（基幹公園、歴史公園等）の整備	身近な公園や大規模公園等の新たな整備及び改良を行い、都市における涵養機能の保持に努めます。		公園建設課
59	谷津田の保全	協定区域の拡大を図るとともに、谷津田における田畑、用水路の利用を推進し、谷津田周辺の斜面林及び湧水・湿地の保全を図ります。		環境保全課
60	観測井による地下水位及び地盤沈下の常時監視	市内に設置した観測井の地下水位等を継続的に観測し、その変動量を把握します。		環境規制課

61	許可井戸（一定規模以上）の地下水採取量の把握	千葉県環境保全条例等に基づき、地下水採取許可を受けた事業者から、年間の地下水採取量の実績報告書を提出してもらい、地下水採取量の把握を行います。		環境規制課
62	水準測量等による地盤沈下の把握	市内に水準点を設置し、定期的に水準点の高さを測量し、地下水位等の地盤の変動を把握します。		環境規制課
63	法令等に基づく揚水施設の許可	建築物用地下水の採取の規制に関する法律、工業用水法（平成27年度から）、千葉県環境保全条例に基づき、地盤沈下を防止するために、地下水採取の規制を行います。		環境規制課
64	開発行為に伴う雨水流出抑制の指導	開発行為に伴う下水排水施設に係る指導・協議・検査を行い、雨水流出の抑制を進めます。		下水道維持課
65	公園における雨水浸透・流出抑制機能の向上	公園の整備・リノベーションにあたっては、自然の循環プロセスである雨水浸透・流出抑制機能の向上のため、人工被覆部分を極力抑制し、レインガーデンとして、公園敷地内の雨水を一時貯留する勾配の形成や透水性舗装等の雨水浸透施設の整備に努めます。とりわけ、都川中流部に位置し、豪雨時には雨水のオフサイト貯留浸透の場として機能し、下流部の千葉都心への浸水被害軽減に資する、都川水の里公園の整備を推進します。		緑政課
66	住宅などにおけるレインガーデンの整備促進に向けた取組事例の紹介	住宅や民間施設において、自然の循環プロセスである雨水浸透・流出抑制機能の向上のため、レインガーデンとして、雨水を一時貯留する勾配の形成や雨水浸透設備の設置促進に努めます。また、レインガーデンの取組を普及させるため、取組事例を紹介を検討します。		緑政課
67	災害用井戸の水質検査	市が設置する非常井戸、耐震性貯水槽付井戸について井戸水の水質検査を実施し、非常時の飲料水・生活用水を確保します。		防災対策課

68	非常用井戸及び耐震性貯水槽付井戸の維持管理	市が設置する非常井戸、耐震性貯水槽付井戸について定期点検等を行い、適正な維持管理に努めます。		防災対策課
69	農地の保全	千葉県農業基本計画に基づき、水源涵養機能をもつ農地の保全を図ります。		農地活用推進課
70	北総中央用水土地改良事業の推進	利根川の水を農業用に活用することで、安定的な用水補給と地下水からの水源依存の転換を図ります。		農政課 農業生産振興課
71	市民参加による森づくり（里山の保全推進事業）	市民の身近な自然である里山を保全するため「里山地区」を指定し、森林所有者や森林ボランティア等市民団体と協力して、市民参加による森林整備を推進します。		農業経営支援課
72	森林の育成・保全（優良森林整備事業）	千葉県森林整備計画に基づき、民有林を対象とした枝打ち、間伐林内の整備等を行い、森林の育成・保全を図ります。		農業経営支援課
73	道路緑化の推進	道路を新設する際に、街路樹を植栽したり、植樹帯を設けることで、雨水を蓄えたり、地下浸透の確保に努めます。		道路建設課
74	「雨水の貯留及び浸透に関する指針」に関連する事業の推進	「雨水の貯留および浸透に関する指針」に基づき、庁内関係各課で実施する事業において、貯留・浸透施設の設置を促進します。		総合治水課
75	下水道雨水貯留浸透事業	雨水浸透ます・トレンチ等の設置、雨水貯留管等の整備を推進し、雨水流出量の抑制を図ります。		総合治水課
77	水道事業	揚水施設許可事項を遵守し、揚水量を制限します。		水道事業事務所
78	市民緑地の整備・維持管理（街山づくり）	市民主体で民有樹林地の維持管理を行う「市民緑地」を設置し、枯損木の整理、草刈、清掃等、維持管理を行い、良好な樹林地を保ちます。		公園管理課
79	特別緑地保全地区の指定・保全	都市緑地法に基づき、市街地及び周辺の樹林地、草地、水辺等が一体となった自然環境を「特別緑地保全地区」に指定し、行為規制を行うことで、環境を保全します。		公園管理課

80	都市公園、緑地等の維持管理	都市公園や街路樹等の維持管理を行い、かん養機能の保持に努めます。		公園管理課
81	都市緑地の整備	緑地や緑道を企画・整備し、都市における涵養機能の保持に努めます。		公園管理課
82	保存樹木・樹林の指定・保全	民有地に存する樹容等優れた樹木や樹林を「保存樹木」「保存樹林」に指定し、水源涵養機能を有する樹林の確保、美観風致保全を図ります。		公園管理課
83	近郊緑地特別保全地区・保全区域の保全	首都圏近郊緑地保全法に基づき、優れた自然環境を有する「東千葉近郊緑地保全区域及び特別保全地区」を保全していきます。		公園管理課
84	市民の森の整備・市民協働による維持管理	市民に開放できる民有樹林である「市民の森」を設置し、枯損木の整理、草刈、清掃等、維持管理を行い、良好な樹林地を保ちます。		公園管理課
85	河道掘削	河道断面確保のための河道掘削を行います。		県・土木事務所
86	雨水貯留・浸透施設設置補助事業	雨水の流出を抑制するために、宅地内に雨水貯留槽や浸透ますを設置する際の費用の一部を補助します。		下水道営業課
87	透水性舗装等の整備推進	街路の新設・修繕において、透水性舗装の整備を積極的に行います。		街路建設課 道路建設課 土木保全課
施策の方向性(5) 地域の水辺とふれあう機会の創出				
No.	事業名	事業内容	再掲	所管課
4	いきもの探索隊	市立小学校4～6年生を対象に、身近な水環境（河川や海）の水質や生息している生き物について体験学習する「いきもの探索隊」を実施し、水環境や水循環に対する意識の醸成・啓発を図ります。 また、過去に行った結果をアーカイブ化し、啓発ツールとして情報発信していきます。	再掲	環境保全課
8	加曽利貝塚史跡整備事業	加曽利貝塚の史跡整備に当たり、縄文時代の景観の再現及び湧水地等における水環境の保全・再生を	再掲	文化財課

		図るため、史跡周辺の自然を含めた一体的な環境の保存に取り組みます。		
11	河川の浚渫、ゴミの除去	生実川、坂月川について堆積土量により随時浚渫を行うほか、地域住民と協同し、河川清掃を実施します。	再掲	総合治水課
12	河川等環境の保全	生実川（二級河川及び準用河川）、坂月川、支川都川の4河川の草刈を実施し、良好な水辺景観を保ちます。	再掲	総合治水課
14	多自然川づくりの推進	環境に配慮した護岸の整備、河道の連続性の確保に努めるなど、多様な生物が棲める川づくりを推進するとともに、地域との合意形成を図ります。	再掲	総合治水課
24	多自然川づくりの推進	治水面での安全性を確保しつつ、河川内の環境変化など河川本来の営みを利用しながら、多様な生物が棲める川づくりを進めます。	再掲	県・河川整備課
31	多自然川づくりの推進	環境に配慮した護岸の整備に努めるなど、多様な生物が棲める川づくりを推進するとともに、地域との合意形成を図ります。	再掲	雨水対策課
58	都市公園（基幹公園、歴史公園等）の整備	身近な公園や大規模公園等の新たな整備及び改良を行い、都市における涵養機能の保持に努めます。	再掲	公園建設課
88	花見川サイクリングコースの維持管理	花見川沿いのサイクリングコースの維持管理をより一層充実させます。		中央・美浜公園緑地事務所
89	水辺における自然観察会など環境学習活動の充実	河川等の水辺における自然観察会・調査など環境学習活動を充実させ、水辺に対する意識の醸成を図ります。		環境保全課
90	生き物ふれあい意識の醸成・啓発 （ふれあい自然観察会等）	自然観察会等を開催し、生き物とのふれあい意識の醸成・啓発を図ります。		環境保全課
91	花見川サイクリングコースの維持管理	サイクリングコースの舗装やベンチなどの修繕を適宜、行い、安全で快適な走行環境の確保に努めます。		花見川・稲毛公園緑地事務所

92	海辺の魅力を活かし たイベントの充実	検見川の浜、いなげの浜や千葉みなと等では、公民連携で人工海浜や港の魅力を発信する活性化施設を整備しており、こうした活性化施設を活かしながら、海辺における賑わいの創出を図るため、多様な主体と連携して、海辺の魅力を活かしイベントを充実していきます。		緑政課
93	官民連携での海辺 の賑わい創出	いなげの浜を有する稲毛海浜公園では、公民連携で海に見えるレストランや、海へ延びるウッドデッキ等を整備しており、海辺のアメニティ環境の充実と賑わい創出に資するよう、老朽化した施設のリニューアルを引き続き推進します。		緑政課
94	川辺のアメニティ環境 の充実	花見川サイクリングコースにおいて、サイクリングをはじめ、ランニング、散歩利用がより快適にできるよう、左岸の舗装改善や誘導サインの充実を図ります。また、福祉的利用や、川面を眺めながらリラックスできるように、休憩スポットや誘導サインの内容等、アメニティ環境の充実を図ります。		緑政課
95	川辺の魅力向上に 資する公共空間再 編の検討	川辺において、公園等の公共空間のリニューアルを行う際には、川辺の魅力を向上するため、河川と周辺公共空間・周辺施設との一体的な利用促進に資するよう公共空間の再編を検討します。		緑政課
96	川辺の良さを実感で きるアクティビティの充 実	地域固有の資源である河川の良さを体験・実感できるよう、川辺の活用に先行的に取り組んでいる花見川を拠点に、川の水にふれあいながら、自然環境の良さを再認識できるようなアクティビティの充実を図ります。		緑政課
97	調整池の環境保全	都川多目的遊水地の整備を行い、親しみのもてる水辺空間の創出を図ります。		県・河川整備課

取組みの柱 2. 生物多様性の保全再生

(1) 生物多様性・生態系の理解の促進

生物多様性を保全していくためには、市民一人一人が生物多様性や生態系に関する基礎的な知識を身につけ、普段の行動に取り入れていくことが重要です。

このため、豊かな生態系を有する谷津田を素材としたプロモーション用動画や、生物多様性に関するパンフレットを作成することなどによって広く啓発を行います。

また、谷津田の観察会や子どもたちを対象とした出張授業などの機会を通じて、生物多様性に対する理解の促進に取り組めます。

【市の主な取組み】 ※その他の取組みは資料編の●ページをご確認ください。

◇生物多様性・生態系の普及啓発

・豊かな生態系を有し、生物多様性の重要な拠点である谷津田の魅力を発信するため、谷津田のプロモーションビデオを制作し、谷津田の認知度向上を図ります。

・生物多様性についての理解促進を図るため、水環境・水循環を含めた生物多様性の現状、課題、私たちの生活とのかかわりや自身ができる取組みなどについて、リーフレット、パネルを作成し、公民館や図書館等での配架やイベントへの出展などを通じて、広く啓発します。

・ホームページなどでの、水辺や谷津田の生き物や、水環境、生物多様性に関する活動団体等に関する情報発信や、印刷物等の作成・配布により普及啓発活動を推進します。

◇学びの場の充実

・谷津田や森林における自然観察会・調査・体験活動など環境学習活動を充実させ、生物多様性に対する意識の醸成を図ります。

・スマートフォンアプリを活用した市民参加型による身近な生き物さがし事業やイベントを通じて、自然への興味・関心を高め、生物多様性への理解促進につなげていきます。

◇学校教育等との連携

・水環境や水循環を含む生物多様性の現状、課題、私たちの生活とのかかわりや自身ができる取組みなどについて、小学校高学年の教師用の学習教材を作成します。【再掲】

・小学生を対象に、生物多様性出張授業および谷津田の現場体験を行います。

【目標値】(案)

指標名	目標値 (2032 年度)	実績値 (2021 年度)
生物多様性について理解している市民の割合	100 %	未実施

■取組みのイメージ写真



身近な生き物さがし

【市民意見（課題・対策・夢）】※作成中

・千葉市の生物多様性・生態系を紹介する学校副読本や教材、パンフレットの作成

など

・

・

・

(2) 豊かな緑(水源林・谷津田など)の保全・創出

谷津田には生き物の生息に必要な湧水があり、豊かな生態系を形成していることから、生物多様性を保全していく上で重要な拠点に位置付けられます。また、日常生活の中で触れ合える公園や街路樹の緑も、市民の憩いの場としてだけでなく、生き物の生息・生育環境として重要です。

このため、谷津田など豊かな生態系を有する地域の保全や、生き物に配慮した市街地の緑化を推進します。

【市の主な取組み】 ※その他の取組みは資料編の●ページをご確認ください。

◇谷津田の自然の保全

- ・土地所有者と市の二者による保全協定や、ボランティア団体を含めた三者による活動協定の締結などにより、自然豊かな谷津田の保全を推進します。また、谷津田の保全区域を拡大するとともに、保全団体等を確保し、谷津田の魅力を発信するなど活用を進めます。
- ・保全の実効性を高めるため、法令による区域指定や（仮称）環境省自然共生サイト認定など、保全のあり方を検討していきます。
- ・2050年カーボンニュートラル達成のため、森林環境譲与税（森林環境税）を活用し、吸収源対策として谷津田の樹木の更新や県産材などを使用した施設整備を行います。

◇公共施設や開発行為等における緑化の推進

- ・学校、道路等、公共施設等を設置・再整備する際に、「千葉市公共施設等緑化推進要綱」に基づき、緑地を確保するよう、関係部署と協議し、緑化を推進します。
- ・事業者が一定規模の宅地造成や工場、事業所等を建築する際に敷地内で緑地を確保するよう協議し、民有地緑化を推進します。

◇生き物に配慮した公園の整備

- ・水辺空間の確保などによる、水辺の生き物に配慮した公園の整備を進めます。
- ・公園の整備・リノベーションにあたっては、レインガーデンとして、公園敷地内の雨水を一時貯留する勾配の形成や透水性舗装等の雨水浸透施設の整備に努めます。とりわけ、千葉都心への浸水被害軽減に資する、都川水の里公園の整備を推進します。

【目標値】（案）

指標名	目標値（2032年度）	実績値（2020年度）
緑被率	48.6 %	48.6 %

■ 取組みのイメージ写真



春の大草谷津田



あすみが丘の街路樹

谷津田の自然

【市民意見（課題・対策・夢）】 ※作成中

・谷津田とその水源の森林の一体的保全 など

・

・

・

(3) 貴重な動植物の保護及び外来生物対策

市内にはホタルやニホンアカガエル、キンラン、ギンランなど貴重な動植物が生息・生育しています。特に、「種の保存法」で国際希少野生動植物種に指定されている市の鳥コアジサシは市内で見られる場所が限られており、今後も保護対策が必要です。

このため、基盤となる生息・生育環境を保全するほか、生態系に被害を及ぼす外来生物の対策を推進します。特に、アライグマ等の特定外来生物による被害が近年、増えつつあることから、各管理者等と連携して防除等に取り組めます。

【市の主な取組み】 ※その他の取組みは資料編の●ページをご確認ください。

◇多様な生物の生息・生育環境の保全・再生

- ・絶滅危惧種であり、市の鳥であるコアジサシを保護するため、主な営巣地となる砂礫地の清掃・草刈りなどの管理やロープ柵設置など保護対策を行います。
- ・ホタルやニホンアカガエルなど貴重な生き物などが生息・生育している谷津田やビオトープの保全を推進します。

◇外来生物・有害鳥獣対策

- ・生態系、人の健康、農林水産業などに影響を与える外来生物や有害鳥獣による問題や被害防止のためにできることについて理解してもらうため、普及啓発を行います。
- ・特定外来生物（カミツキガメ、アライグマ、ナガエツルノゲイトウなど）が確認された場合は、管理者をはじめとする関係機関と連携し対応を図ります。
- ・生活被害等をもたらすアライグマ、ハクビシンについて、被害対策の一環として箱ワナの無料貸出等により、捕獲支援を推進します。
- ・イノシシが確認された場合は、地元の猟友会と連携し、目撃情報に基づき、ワナの設置や現地周辺のパトロールを行うなどして、被害を防止します。

【目標値】（案）

指標名	目標値（2032 年度）	実績値（2021 年度）
確認された生き物の種の数	増加	〇〇種（5 年間の累計）
特定外来生物の防除数 （計画期間中の累計）	2,350 頭	176 頭

■ 取組みのイメージ写真



コアジサシ



ヘイケボタル

外来生物対策

【市民意見（課題・対策・夢）】 ※作成中

・外来生物の侵入防止と有害野生鳥獣の管理・駆除の体制強化 など

・

・

・

(4) 生物多様性がもたらす資源の持続可能な利用

生物多様性が私たちにもたらしてくれる恵みには、水や空気、魚や肉をはじめとする食料などがあります。これらは必要以上に利用してしまうと、環境へ負荷を与えてしまうため、普段から持続的な利用を意識する必要があります。

このため、生物多様性がもたらす恵みにはどのようなものがあるか、私たちにどのような関係があるのかななどの情報発信、家庭における食品ロス量削減の推進や農業の持続性の確保などに取組みます。

【市の主な取組み】 ※その他の取組みは資料編の●ページをご確認ください。

◇生物多様性を守るための行動の普及

- ・生物多様性がもたらす資源の持続可能な利用のための消費行動やライフスタイルの普及を進めるため、情報発信していきます。
- ・本来食べられるのに捨てられている食べもの（食品ロス）を削減するため、食べきりキャンペーンをはじめ、食品ロス削減ワークショップやフードドライブを推進します。

◇谷津田等の環境学習拠点としての活用

- ・多様な生態系を有する谷津田などにおいて、生き物調査や観察会、出張授業の実施など体験型の環境学習拠点として活用します。

◇農業の担い手育成・成長産業化 ※作成中

【目標値】（案）

指標名	目標値（2032 年度）	実績値（2020 年度）
家庭系食品ロス量	3,300 t (9.5 g/人・日)	4,463 t (12.7 g/人・日)

■ 取組みのイメージ写真



食品回収ボックス（食ロス）



生ごみ処理機（学校）

食品ロス

【市民意見（課題・対策・夢）】 ※作成中

- ・日々の生活と生物多様性の関係性の理解 など
- ・
- ・
- ・

(5) 地域の自然とふれあう機会の創出

生物多様性の保全を進めていくためには、市民の生物多様性に対する理解を促進していく必要があります。

このため、生物多様性や生態系の現状を知り、また、体験してもらうための自然に触れ合う観察会や環境学習の機会を提供するほか、市民の憩いの場としての自然の利用を促進していきます。

【市の主な取組み】 ※その他の取組みは資料編の●ページをご確認ください。

◇地域の自然にふれあう機会の提供

- ・谷津田や森林における自然観察会・調査など環境学習活動を充実させ、生物多様性に対する意識の醸成を図ります。【再掲】
- ・小学生を対象に、生物多様性の出張授業を行い、豊かな生態系を有する谷津田での現場体験も合わせて行います。【再掲】
- ・スマートフォンアプリを活用した市民参加型による身近な生き物さがし事業やイベントを通じて、自然への興味・関心を高め、生物多様性の理解の促進へつなげていくとともに、市域の生き物の生息状況のモニタリング結果に活用します。【再掲】

◇谷津田の自然の維持管理

- ・土地所有者と市の二者で保全協定を締結するとともに、ボランティア団体を含めた三者で活動協定を締結するなどして、自然豊かな谷津田の保全を推進します。【再掲】
- ・大草谷津田いきものの里において、適正な維持管理のため、地元・土地所有者の方々と構成される管理組合へ草刈りなどの委託を行います。

◇親しみある地域の自然の充実 ※作成中

【目標値】（案）

指標名	目標値（2032 年度）	実績値（2021 年度）
自然観察会等の参加者数・ 開催数（再掲）	2,450 人 140 回	92 人 5 回

■ 取組みのイメージ写真



大草自然観察会



昭和の森自然観察会

大草自然観察会

【市民意見（課題・対策・夢）】 ※作成中

・谷津田や森林を「フィールドミュージアム」等とし、みんなが学び楽しむ場の創出 など

・
・
・

■施策一覧（作成中）

取組みの柱 2. 生物多様性の保全再生

施策の方向性(1) 生物多様性・生態系の理解の促進				
No.	事業名	事業内容	再掲	所管課
3	緑と水辺における環境教育の積極的な展開	地域の環境を知り、見て、触れ、考え、自ら学ぶことが重要となるため、緑と水辺の様々なフィールドを積極的に環境教育の場として活用することを推進します。また、これまでに環境教育を実施したことのあるエリアでは、既存の資料をまとめた環境教育プログラムの作成についても検討します。	再掲	緑政課
4	いきもの探索隊	市立小学校 4 ～ 6 年生を対象に、身近な水環境（河川や海）の水質や生息している生き物について体験学習する「いきもの探索隊」を実施し、水環境や水循環に対する意識の醸成・啓発を図ります。 また、過去に行った結果をアーカイブ化し、啓発ツールとして情報発信していきます。	再掲	環境保全課
98	生物多様性の理解促進	小学生を対象に、豊かな生態系を有する谷津田をテーマとしたプロモーション用動画の活用や生物多様性に関する出張授業、現場体験を通じて、理解を促進する。		環境保全課
99	身近な生き物さがし	スマートフォンアプリを活用した市民参加型による身近な生き物さがしやイベントを通じて、自然への興味・関心を高め、生物多様性の理解の促進へつなげていくとともに、市域の生き物の生息状況のモニタリング結果に活用する。		環境保全課
100	普及啓発活動の推進（パンフレット・マップ等）	水辺や谷津田の生き物や水質、水環境、生物多様性に関する活動団体等に関する情報を HP に掲載するほか、印刷物等を作成・配布し、普及啓発活動に努めます。		環境保全課
101	生物多様性や生態系の理解の促進	生物多様性や生態系の理解を促進するため、環境教育教材やパネル、リーフレット等の作成・配布等により、市域の現状や課題などの情報を発信していきます。		環境保全課
102	北谷津の森・新清掃工場周辺整備	建設中の新清掃工場周辺を整備にあたり、環境学習拠点を整備する。現状の決定事項は新清掃工場の展示のみ その他については今後検討		廃棄物施設整備課

施策の方向性(2) 豊かな緑（水源林・谷津田など）の保全・再生				
No.	事業名	事業内容	再掲	所管課
8	加曽利貝塚史跡整備事業	加曽利貝塚の史跡整備に当たり、縄文時代の景観の再現及び湧水地等における水環境の保全・再生を図るため、史跡周辺の自然を含めた一体的な環境の保存に取り組みます。	再掲	文化財課
9	ポイ捨て防止に関する取り組み	美しい街づくりを推進し、快適な都市環境を整備するため、ポイ捨て防止の周知啓発や取締り地区内での巡視活動を実施する。	再掲	廃棄物対策課
15	産業廃棄物の適正処理の指導	産業廃棄物の不適正処理を未然に防止するため、職員や委託による監視パトロールを実施するほか、不法投棄の多発する地点に監視カメラを設置します。	再掲	産業廃棄物指導課
57	都市緑地の整備	環境保全、防災、都市景観形成などにおいて重要な役割を果たす都市緑地の整備を進めます。	再掲	公園建設課
58	都市公園（基幹公園、歴史公園等）の整備	身近な公園や大規模公園等の新たな整備及び改良を行い、都市における涵養機能の保持に努めます。	再掲	公園建設課
59	谷津田の保全	協定区域の拡大を図るとともに、谷津田における田畑、用水路の利用を推進し、谷津田周辺の斜面林及び湧水・湿地の保全を図ります。	再掲	環境保全課
69	農地の保全	千葉県農業基本計画に基づき、水源涵養機能をもつ農地の保全を図ります。	再掲	農地活用推進課
71	市民参加による森づくり（里山の保全推進事業）	市民の身近な自然である里山を保全するため「里山地区」を指定し、森林所有者や森林ボランティア等市民団体と協力して、市民参加による森林整備を推進します。	再掲	農業経営支援課
72	森林の育成・保全（優良森林整備事業）	千葉県森林整備計画に基づき、民有林を対象とした枝打ち、間伐林内の整備等を行い、森林の育成・保全を図ります。	再掲	農業経営支援課
73	道路緑化の推進	道路を新設する際に、街路樹を植栽したり、植樹帯を設けることで、雨水を蓄えたり、地下浸透の確保に努めます。	再掲	道路建設課

78	市民緑地の整備・維持管理（街山づくり）	市民主体で民有樹林地の維持管理を行う「市民緑地」を設置し、枯損木の整理、草刈、清掃等、維持管理を行い、良好な樹林地を保ちます。	再掲	公園管理課
79	特別緑地保全地区の指定・保全	都市緑地法に基づき、市街地及び周辺の樹林地、草地、水辺等が一体となった自然環境を「特別緑地保全地区」に指定し、行為規制を行うことで、環境を保全します。	再掲	公園管理課
80	都市公園、緑地等の維持管理	都市公園や街路樹等の維持管理を行い、かん養機能の保持に努めます。	再掲	公園管理課
81	都市緑地の整備	緑地や緑道を企画・整備し、都市における涵養機能の保持に努めます。	再掲	公園管理課
82	保存樹木・樹林の指定・保全	民有地に存する樹容等優れた樹木や樹林を「保存樹木」「保存樹林」に指定し、水源涵養機能を有する樹林の確保、美観風致保全を図ります。	再掲	公園管理課
83	近郊緑地特別保全地区・保全区域の保全	首都圏近郊緑地保全法に基づき、優れた自然環境を有する「東千葉近郊緑地保全区域及び特別保全地区」を保全していきます。	再掲	公園管理課
84	市民の森の整備・市民協働による維持管理	市民に開放できる民有樹林である「市民の森」を設置し、枯損木の整理、草刈、清掃等、維持管理を行い、良好な樹林地を保ちます。	再掲	公園管理課
103	開発行為等に関する緑化指導	事業者が一定規模の宅地造成や工場、事業所等を建築する際に敷地内で緑地を確保するよう協議し、民有地緑化を推進します。		緑政課
104	公共公益施設の緑化推進	学校、道路等、公共施設等を設置・再整備する際に、「千葉市公共施設等緑化推進要綱」に基づき、緑地を確保するよう、関係部署と協議し、緑化を推進します。		緑政課
105	ホタルの生息地の保護	谷津田等ホタルの生息地において活動団体と協力しながら、適切な草刈や水管理を行い、ホタルの生息できる環境保全に努めます。		環境保全課
106	河川・湿地・斜面林等の小生物の生息空間の保護	谷津田等、アカガエルやトンボなど小生物の生息地となる環境の保全を推進します。		環境保全課

107	都市計画制度等と連携した開発に伴う質の高い緑の創出／地域の緑愛護活動の促進	街なかにおいて、都市計画制度等により土地の高度利用と公共貢献をセットにした開発を誘導するにあたっては、市民にとって居心地がよく、また、生き物の生息・生育環境ともなりえるような緑の創出について検討します。また、ハードとしての緑の創出が困難な場合には、当該敷地周辺の緑の愛護を促進させる取組についても検討します。		緑政課
施策の方向性(3) 貴重な動植物の保護及び外来生物対策				
No.	事業名	事業内容	再掲	所管課
14	多自然川づくりの推進	環境に配慮した護岸の整備、河道の連続性の確保に努めるなど、多様な生物が棲める川づくりを推進するとともに、地域との合意形成を図ります。	再掲	総合治水課
24	多自然川づくりの推進	治水面での安全性を確保しつつ、河川内の環境変化など河川本来の営みを利用しながら、多様な生物が棲める川づくりを進めます。	再掲	県・河川整備課
31	多自然川づくりの推進	環境に配慮した護岸の整備に努めるなど、多様な生物が棲める川づくりを推進するとともに、地域との合意形成を図ります。	再掲	雨水対策課
108	貴重な動植物や外来生物に関する普及啓発	貴重な動植物の生息状況や外来生物による動植物への影響等についての啓発を行います。		環境保全課
109	地域生態系の保全・再生	コアジサシの営巣地にロープ柵を設置するなど保護に努めるとともに、飛来実態調査を行います。また、特定外来生物が確認された場合は、関係機関と連携し対応を図ります。		環境保全課
110	生き物の生息状況調査	河川や海域における水生生物や、谷津田・ビオトープ等に生息する生き物の状況を定期的にモニタリングしていく。		環境保全課
施策の方向性(4) 生物多様性がもたらす資源の持続可能な利用				
No.	事業名	事業内容	再掲	所管課
102	北谷津の森・新清掃工場周辺整備	建設中の新清掃工場周辺を整備にあたり、環境学習拠点を整備する。現状の決定事項は新清掃工場の展示のみ その他については今後検討	再掲	廃棄物施設整備課

111	生物多様性がもたらす恵みに関する情報発信	生物多様性が私たちのもたらす恵みにはどのようなものがあり、私たちの生活にどのような影響があるかなど、暮らしの視点からイメージしやすいような情報を発信していきます。		環境保全課
112	食品ロス削減に関する取り組み	本来食べられるのに捨てられている食べもの（食品ロス）を削減するため、食べきりキャンペーンをはじめ、食品ロス削減ワークショップやフードドライブを実施する。		廃棄物対策課
施策の方向性(5) 地域の自然とふれあう機会の創出				
No.	事業名	事業内容	再掲	所管課
4	いきもの探索隊	市立小学校4～6年生を対象に、身近な水環境（河川や海）の水質や生息している生き物について体験学習する「いきもの探索隊」を実施し、水環境や水循環に対する意識の醸成・啓発を図ります。 また、過去に行った結果をアーカイブ化し、啓発ツールとして情報発信していきます。	再掲	環境保全課
8	加曽利貝塚史跡整備事業	加曽利貝塚の史跡整備に当たり、縄文時代の景観の再現及び湧水地等における水環境の保全・再生を図るため、史跡周辺の自然を含めた一体的な環境の保存に取り組みます。	再掲	文化財課
71	市民参加による森づくり（里山の保全推進事業）	市民の身近な自然である里山を保全するため「里山地区」を指定し、森林所有者や森林ボランティア等市民団体と協力して、市民参加による森林整備を推進します。	再掲	農業経営支援課
90	生き物ふれあい意識の醸成・啓発 （ふれあい自然観察会等）	自然観察会等を開催し、生き物とのふれあい意識の醸成・啓発を図ります。	再掲	環境保全課
92	海辺の魅力を活かしたイベントの充実	検見川の浜、いなげの浜や千葉みなと等では、公民連携で人工海浜や港の魅力を発信する活性化施設を整備しており、こうした活性化施設を活かしながら、海辺における賑わいの創出を図るため、多様な主体と連携して、海辺の魅力を活かしたイベントを充実していきます。	再掲	緑政課
93	官民連携での海辺の賑わい創出	いなげの浜を有する稲毛海浜公園では、公民連携で海に見えるレストランや、海へ延びるウッドデッキ等を整備しており、海辺のアメニティ環境の充実と賑わい創出に資	再掲	緑政課

		するよう、老朽化した施設のリニューアルを引き続き推進します。		
94	川辺のアメニティ環境の充実	花見川サイクリングコースにおいて、サイクリングをはじめ、ランニング、散歩利用がより快適にできるよう、左岸の舗装改善や誘導サインの充実を図ります。また、福祉的利用や、川面を眺めながらリラックスできるように、休憩スポットや誘導サインの内容等、アメニティ環境の充実を図ります。	再掲	緑政課
95	川辺の魅力向上に資する公共空間再編の検討	川辺において、公園等の公共空間のリニューアルを行う際には、川辺の魅力を向上するため、河川と周辺公共空間・周辺施設との一体的な利用促進に資するように公共空間の再編を検討します。	再掲	緑政課
96	川辺の良さを実感できるアクティビティの充実	地域固有の資源である河川の良さを体験・実感できるよう、川辺の活用に先行的に取り組んでいる花見川を拠点に、川の水にふれあいながら、自然環境の良さを再認識できるようなアクティビティの充実を図ります。	再掲	緑政課
102	北谷津の森・新清掃工場周辺整備	建設中の新清掃工場周辺を整備にあたり、環境学習拠点を整備する。現状の決定事項は新清掃工場の展示のみ その他については今後検討	再掲	廃棄物施設整備課
107	都市計画制度等と連携した開発に伴う質の高い緑の創出／地域の緑愛護活動の促進	街なかにおいて、都市計画制度等により土地の高度利用と公共貢献をセットにした開発を誘導するにあたっては、市民にとって居心地がよく、また、生き物の生息・生育環境ともなりえるような緑の創出について検討します。また、ハードとしての緑の創出が困難な場合には、当該敷地周辺の緑の愛護を促進させる取組についても検討します。	再掲	緑政課
113	子どもたちの森公園における常設型プレーパークの開催	既存樹林地の保全をすると共に、自然の中で自由に遊ぶことができるように整備された子どもたちの森公園において、プレーリーダーと呼ばれる大人が見守る中、子ども達が自分の責任で自由に遊ぶことができる常設型のプレーパークを開催します。		こども企画課

取組みの柱 3. 計画の推進体制の整備

(1) 人材の確保・育成

近年、保全活動団体のボランティアの高齢化や活動の新たな担い手が不足するなど、活動を維持するのが困難なケースが生じてきています。

このため、次世代を担う子どもたちや親の世代を対象として、水環境や生物多様性に関する理解や学び、体験を中心とした環境教育や環境学習の充実に取組みます。

【市の主な取組み】 ※その他の取組みは資料編の●ページをご確認ください。

◇担い手となる人材の確保（きっかけづくり）

・谷津田の自然を保全するため、土地所有者と保全活動団体や企業とのマッチングを行うなど、新たな人材の掘り起こしを行います。

◇担い手となる人材の育成

・谷津田等において、自然環境の保全・再生、動植物・水環境等の調査、自然観察等の自然保護活動を実践するボランティアを育成する講座を開催します。

◇環境教育・環境学習の推進

・学校・公民館における環境教育の推進などにより、誰もが自分ごととして環境問題を正しく理解し、解決に向けて協力して取り組む社会を実現するため、環境教育を推進します。

・市立小学校4年生を対象に、ごみの分別方法や再資源化について体験学習する「ごみ分別スクール」を実施します。

・小学校高学年を対象に、身近な水環境（河川や海域）の水質や生息している生き物について体験学習する「いきもの探索隊」を実施し、水環境・水循環に対する意識の醸成・啓発を図ります。（再掲）

【目標値】(案)

指標名	目標値（2032年度）	実績値（2021年度）
ボランティア育成講座の受講者数・開催数（計画期間中の累計）	1,200人 60回	17人 1回

■ 取組みのイメージ写真



谷津田自然体験教室（田植え）



ごみ分別スクール

谷津田自然体験教室

※作成中

【市民意見（課題・対策・夢）】 ※作成中

・千葉市の自然について子どもたちの自然学習・体験の場や機会の拡大 など

・

・

・

(2) ボランティア等の活動支援

水環境や生物多様性の保全に持続的に取り組んでいくためには、市のみの取り組みでは充分でなく、市民やボランティア等との協働が必要です。

このため、市民やボランティア等と連携して実施する水辺や谷津田の保全活動、市民やボランティア等が行う清掃・美化活動への支援を行います。

【市の主な取り組み】 ※その他の取り組みは資料編の●ページをご確認ください。

◇活動自体への支援

・地域環境保全基金を活用した事業の一つとして、地域に根ざした市民等の自主的な環境保全活動を支援・育成していくため、環境問題の解決に向けた実践的な事業や、地域環境保全自主活動の活性化や裾野の拡大につながる事業などを行う団体に対し、その経費の一部を補助します。

・谷津田保全区域内において、森林保全や水系の保全活動に取り組んでいる市民団体等へ保全活動に係る活動用資材等の支援を行います。

・河川の一定区間について、地域ボランティア団体を里親として認定し、維持管理や清掃美化を住民と行政が協働連携して実施します。

◇PR 面への支援

・保全活動の担い手づくりの支援として、水辺環境保全推進員（水辺サポーター）や谷津田等で活動していただいている団体等の PR 等を行います。

【目標値】(案)

指標名	目標値（2032 年度）	実績値（2021 年度）
環境保全自主活動補助金の 団体数（計画期間中の累計）	30 団体	1 団体

■ 取組みのイメージ写真



ボランティア団体の活動支援



清掃用具支援

環境保全自主活動補助金

【市民意見（課題・対策・夢）】 ※作成中

・行政、企業、市民の役割分担と取組実態の把握・整理 など

・

・

・

(3) 市と市民等によるモニタリング体制の整備

河川等の水質や市内にどんな動植物が生息・生育しているかなどの現状を把握することは、水環境や生物多様性を保全するうえでの基礎的かつ重要な情報となり、保全活動の充実につながります。

このため、市民等と連携したモニタリング体制の整備を推進し、生物多様性に関する課題の把握や対応方針の検討に活用していきます。

【市の主な取組み】 ※その他の取組みは資料編の●ページをご確認ください。

◇市民やボランティアとの連携

・スマートフォンアプリを活用した市民参加型による身近な生き物さがし事業やイベントを通じて、自然への興味・関心を高め、生物多様性の理解の促進へつなげていくとともに、市域の生き物の生息状況のモニタリング結果に活用します。【再掲】

・谷津田やビオトープにおいて、ホタルやニホンアカガエルなど貴重な生き物や、生息・生育している動植物について、現地に根差して活動しているボランティア等と連携してモニタリング調査を行います。

◇県との連携

・各水系における魚類、底生生物及び植物の生息状況を調査し、経年変化を分析、評価します。また、調査の効率化を図るため、環境 DNA などの先進的な技術の活用を検討します。

【目標値】（案）

指標名	目標値（2032 年度）	実績値（2021 年度）
市民参加型調査報告数 （計画期間中の累計）	8,750 件	463 件

■ 取組みのイメージ写真



ホタル調査



大草いきもの調査

ホタル調査

※作成中

【市民意見（課題・対策・夢）】 ※作成中

・水質、海面変動、外来種、動植物、水辺生態系の調査の充実と市民への公開 など

- ・
- ・
- ・

施策一覧

取組みの柱 3. 計画の推進体制の整備

施策の方向性(1) 人材の確保・育成				
No.	事業名	事業内容	再掲	所管課
30	水辺サポーターによる活動	水辺サポーターを核とした地域住民による清掃活動や水質状況および水辺に生息・生育する生き物の観察等の実施について啓発を通して水辺の美化に努めます。	再掲	環境保全課
114	谷津田の自然体験教室の開催	谷津田等において、自然環境の保全・再生、動植物・水環境等の調査、自然観察等の自然保護活動を実践するボランティアを育成する講座を開催します。		環境保全課
115	緑と水辺のまちづくりに関わる多様な主体の支援、発掘	緑と水辺のまちづくりに関わる多様な主体を様々な形で支援します。また、新たにまちづくりに関わる担い手を発掘し、発掘した団体が自立して活動できるように支援を検討します。		緑政課
116	ごみ分別スクール	市立小学校4年生を対象に、ごみの分別方法や再資源化について体験学習する「ごみ分別スクール」を実施する。		廃棄物対策課
117	森林ボランティア技術研修	「森林ボランティア技術研修会」を開催し、市内の森林整備を行う、森林ボランティアを育成します。		農業経営支援課
施策の方向性(2) ボランティア等の活動支援				
No.	事業名	事業内容	再掲	所管課
30	水辺サポーターによる活動	水辺サポーターを核とした地域住民による清掃活動や水質状況および水辺に生息・生育する生き物の観察等の実施について啓発を通して水辺の美化に努めます。		環境保全課
113	子どもたちの森公園における常設型プレーパークの開催	既存樹林地の保全をすると共に、自然の中で自由に遊ぶことができるように整備された子どもたちの森公園において、プレーリーダーと呼ばれる大人が見守る中、子ども達が自分の責任で自由に遊ぶことができる常設型のプレーパークを開催します。	再掲	こども企画課
118	市民による谷津田保全活動等への支援	市民と協働により、湧水の保全を図るため、谷津田保全区域内において、森林保全や水系の保全活動に取り組んでいる市民団体等へ支援を行います。		環境保全課

119	ボランティア清掃団体支援	美しい街づくりを推進し、快適な都市環境を確保するため、美化活動を計画的に実施する団体等にごみ袋や清掃用具の支援を実施する。		廃棄物対策課
120	河川環境保全アダプトプログラム	河川の一定区間について、地域ボランティア団体を里親として認定し、維持管理や清掃美化を住民と行政が協働連携して実施します。		県・土木事務所
施策の方向性(3) 市と市民等によるモニタリング体制の整備				
No.	事業名	事業内容	再掲	所管課
99	身近な生き物さがし	スマートフォンアプリを活用した市民参加型による身近な生き物さがしやイベントを通じて、自然への興味・関心を高め、生物多様性の理解の促進へつなげていくとともに、市域の生き物の生息状況のモニタリング結果に活用する。	再掲	環境保全課
121	ボランティア等と連携したモニタリング調査	谷津田やビオトープにおいて、ホタルやニホンアカガエルなど貴重な生き物や、生息・生育している動植物について、現地に根差して活動しているボランティア等と連携してモニタリング調査を行います。		環境保全課
122	水生生物調査の実施	各水系における魚類、底生生物及び植物の生息状況を調査し、経年変化を分析、評価します。		環境保全課

市民等との協働で水環境や生物多様性を守る

水環境や生物多様性の保全には、市民やボランティア等との協働が欠かせません。

ここでは、水辺環境保全推進員（水辺サポーター）や谷津田等で活動していただいている団体を紹介します。

五十音順

No.	団体名	活動内容
1	（仮称）大草谷津を育む会	大草谷津田いきものの里において、森と田んぼの手入れ、生物モニタリング調査、自然体験教室などの開催。
2	金光院 SATOYAMA 環境保全 Group	金親町の谷津田の保全活動。除草作業、止水池、ビオトープの整備確保、調査路、観察路の確保、整備、田んぼの維持継続。新規ビオトープの整備確保、小川の整備。
3	坂月川愛好会	坂月川周辺の環境保全活動のほか、市と坂月川ビオトープにおける活動協定を締結し、日常的な維持管理を実施。
4	NPO 法人 ちば環境情報センター	環境活動情報の収集と発信、谷津田の保全・米作り・ごみひろい・自然観察会、環境講座の開催、都川川遊び、水辺と森の手入れ。
5	ちば・谷津田フォーラム	県内全域の谷津田およびその周辺環境保全活動団体の情報収集と発信、谷津田での米づくり、谷津田生き物観察会の実施、千葉谷津田マップの作成など。
6	NPO 法人 土気 NGO	小山町の谷津田の保全活動。土気 NGO 小山古民家オフィス周辺で活動。
7	NPO 法人 バランス 2 1	鹿島川流域の谷当町を中心に谷津田の保全活動。
8	NPO 法人 緑の環・協議会	水源地の再生、緑の再生（植樹活動）、自然観察会の実施。

◆OECM

OECM とは、「保護地域以外で生物多様性保全に資する地域」（Other Effective area-based Conservation Measures）の意で、法令によって自然が守られる保護地域ではなく、人々の生業や自発的な取組みによって自然が守られている地域のことを指します。愛知目標において、その達成手段のひとつとして示されました。

2023 年度から、民間の取組等により生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト（仮称）」に認定する仕組みがスタートします。認定された地域は、OECM の国際データベースに登録されます。

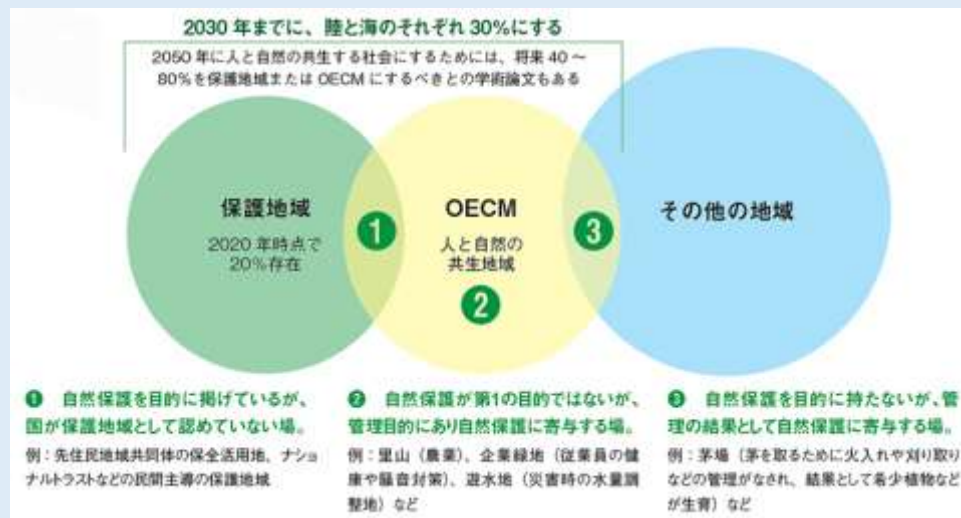


図 4-2 3 パターンの OECM（日本自然保護協会）

◆30by30

30by30 目標とは、2030 年までに陸と海の 30% 以上を保全するという目標で、ポスト 2020 生物多様性枠組の具体目標のひとつとして検討されています。

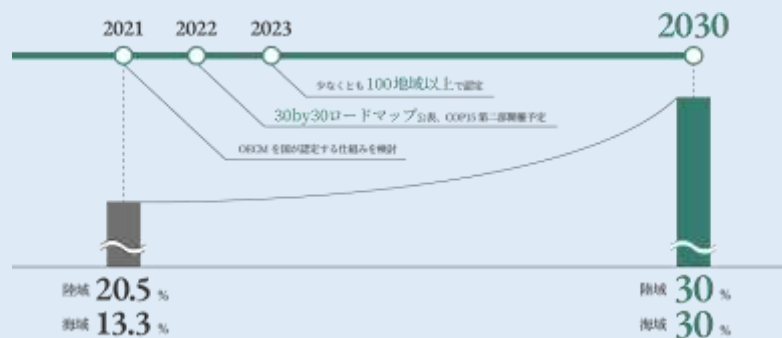


図 4-3 30by30 ロードマップ

また、決定に先立ち、2021 年の G7 サミットにおいて、G7 各国における自国での 30by30 目標が約束されました。

30by30 目標の国内での達成に向けて、2022 年 4 月に関係省庁が合同で「30by30 ロードマップ」を公開しました。保護地域と OECM の拡張を中心の取組としているほか、目標の達成を目指すことで、地域の経済・社会・環境問題の同時解決につながる NbS のための、健全な生態系を確保する基盤的・統合的アプローチとなるとしています。

第5章 計画を進めていくために

1. 各主体の主な役割

本計画を推進するため、「市民」、「事業者」、「ボランティア」および「市」のあらゆるステークホルダーと連携しつつ、国、県、近隣自治体の理解と協力を得ることでパートナーシップの強化を図ります。

水環境や生物多様性の課題解決のためには、環境・経済・社会に係る様々な課題を統合的に解決していく視点が必要となるため、SDGs との一体的な推進による、分野横断的な課題の解決を目指します。

分野横断的な課題の解決を目指すため本計画では、上位計画である「千葉市新基本計画」および「千葉市環境基本計画」や、「千葉市地球温暖化対策実行計画」等の他の計画とも整合を図り、連携して取組みを進めます。

■ 市民の役割

- 身近水辺の環境や生きものに目を向けて自然とふれあうことで、豊かな自然の大切さを実感するとともに、水環境・生物多様性の重要性について理解を深める。
- 水環境・生物多様性に関して、一人一人が考え、行動に移す。
- 市や市民団体などが主催する自然環境調査や環境学習、自然環境の保全活動などに積極的に参加し、また、参加者が増えることにより活動のすそ野を広げていく原動力となる。
- 水環境・生物多様性の恵みを将来にわたり利用できるよう、環境に配慮した商品の購入、省エネルギー型のライフスタイルの実践など、持続可能な社会の構築に向けた環境負荷の少ない行動をとる。

■ 事業者の役割

- 環境への配慮が自らの企業価値を高めるという視点を持ち、事業活動が水環境・生物多様性に与える影響を把握した上でできるだけ配慮・貢献した事業活動に努める。
- 環境の保全及び創造に関する活動に自ら率先して取り組むとともに、その取組のために必要な措置を講ずる。
- 保全活動状況の積極的な公表や、社会貢献活動としての地域保全活動への協力・支援などに取り組む。
- 国や県、近隣自治体、市民団体などの関係機関と協力し、広域的に進める取組に協力する。

■ ボランティアの役割

- 水環境・生物多様性の保全・回復に関する取組を継続して実施する。
- 他の団体などとの情報交換や連携、活動に関する市民への情報提供や市民参加型の自然環境保全活動などを主催することなどにより、活動の輪を広げる。
- 市との相互の情報交換などを通じて、市の取組に積極的に参加し、専門性を活かした支援を行う。
- 地域参加へのニーズが高い団塊世代をはじめ、広く市民に参加の機会を提供し、水環境・生物多様性の重要性の啓発を行う。

■ 市の役割

- 本計画の目標達成に向けて、行動計画に掲げた施策を総合的かつ計画的に推進する役割を担う。
- 市民、事業者等の模範となるよう、率先して環境の保全及び創造に関する取組を実施するとともに、市役所内の連携強化に取り組む。
- 計画推進のための国、県、関係地方公共団体と連携・協働しながら、環境の保全及び創造に関する必要な取組を実施する。
- 水環境・生物多様性の保全に関する取組みの情報や、計画の進捗状況、基礎的な知識を市民に公開します。

2. 進行管理・見直し

計画の進行管理にあたっては、PDCA サイクル*の手法に基づき、各施策の進捗状況や目標の達成状況を把握し、評価結果を市民へ公開することで、効果検証の妥当性・客観性も担保しつつ、課題の共有や必要に応じた施策の見直しを行います。また、社会情勢などに応じて適宜、計画の見直しを行います。

